

Student Personnel Services

学生への支援と厚生活動

日本大学医学部

目 次

日本大学校歌	2
日大医科学生歌	3
学 生 生 活	
<禁則事項に関すること>	
医学部非USB三原則	6
学生生活におけるソーシャルメディア利用のためのガイドライン	7
医学部学生としての守秘義務について	11
著作権侵害行為について	11
未成年者の飲酒とアルコール・ハラスメントの禁止及び飲酒による事故の防止について	12
構内での喫煙禁止について	14
通学マナーについて	14
自転車通学する場合	14
自転車通学の注意事項	14
自転車保険の加入義務化について	14
アンプロフェッショナルな行動について	15
<事務手続きに関すること>	
学生生活に関する事務	16
学生関係施設貸出時間について	20
奨学金制度	21
通学定期乗車券購入方法	26
学生旅客運賃割引証（学割証）	26
<健康管理等に関すること>	
健康管理	27
学校において予防すべき感染症および出席停止の期間	28
学生が学校保健安全法に基づき出席停止となった場合の取り扱いについて	29
診療費助成制度並びに安全保障制度	30
正課中に医学生の身体に影響をきたす傷害が発生した際の対応・発生時のフローチャート	31
課外活動における傷害事故発生時のフローチャート	32
学生支援室	33
一次救命処置（BLS）・AEDについて	34
<施設利用に関すること>	
多目的学生ホール	37
学生寮・アパート・マンションの紹介	37
厚生施設	37
図書館利用案内	38
スキルズ・ラボラトリ（skills' laboratory）	41
<サークル活動に関すること>	
サークル活動	42
医学部公認団体	43
<その他>	
海外渡航について	44
休講措置について	45
大震災等での避難について	46
卒後臨床研修について	48
日本大学医学部同窓会について	49
学生生活関係内規等	
規程・内規等	51
キャンパスマップ・学部施設所在地	77

日本大学校歌

Marcia energicamente (M.M. ♩ = 120)

相馬御風 作詞
山田耕筰 作曲

日 に 日 に あ ら ー た ー に ぶ ん か の ー は な ー の さ か ゆ

く せ か ー い ー の く わ う や の ー う 先 に あ さ ひ と か が

や く く に の な 負 ひ て ぎ ぜ ん と た ち た る だ い

が く に ほ ー ん せ い ぎ と じ ゆ う ー の き ひ ゃ う の も

とにあつまるがくとのしめいはおもし
い
さたたへんだいがくにはんいざうたはんわれらがーりモーう

(山田耕筰全集第7巻(春秋社・昭和6年)より複写)

日本大学校歌

相馬御風
山田耕筰 作詞

一、日に日に新たに文化の華の
さかゆく世界の曠野の上に
朝日と輝く國の名負いて
巍然と立ちたる大学日本
正義と自由の旗標のもとに
集まる学徒の使命は重し
いざ讀えん 大学日本
いざ歌わん われらが理想

二、四海に先んじ 日いづる国に
富嶽とゆるがぬ 建学の基礎と
榮ある歴史の道一すじに
向上やまざる 大学日本
治世の一念 炎と燃ゆる
われらが行く手の光を見よや
いざ讀えん 大学日本
いざ歌わん われらが理想



日本大学校歌

日大医科学生歌

一、見よ武藏野の丘の上
富士をはるかにのぞみつつ
天にそば立つ殿堂は
杏林の道究めんと
集いし我ら若人の
希望花咲く学舎ぞ
おゝ日大 日大医科
我らが母校

二、ああ秀麗の眉ひかる
若き学徒が身にひめし
清き誇りを誰か知る
永遠の生命求めつつ
あふれて紅き真心を
包む白衣に栄えあれ
おゝ日大 日大医科
我らが母校

三、いざもろともにたゆまさる
努力研鑽ひたすらに
医学日本興隆の
とうとき使命果せなん
桜の章輝やかに
いで母校の名を挙げん
おゝ日大 日大医科
我らが母校

学 生 生 活

医学部 非USB 三原則

私たちは「USBメモリ」を

**①持たない, ②使わない, ③持込まない
ことを誓います。**

医学部・板橋病院は、USBメモリ等、携帯可能な記憶媒体の使用を完全に禁止します。



使用禁止



患者の匿名化



啓蒙・教育の実施

※個人情報・機密情報の紛失・漏洩の当事者は、教職員・学生を問わず、
学則に基づき処分されます。

Nihon University School of Medicine・Itabashi Hospital

日本大学医学部・板橋病院

学生生活におけるソーシャルメディア利用のためのガイドライン

【ガイドライン策定の目的】

このガイドラインは、医学部に学ぶ皆さんがソーシャルメディアの利用にあたり、利用上の注意・遵守事項や、内在する危険性を理解していただき、効果的かつ安全に利用してもらうことを目的としています。

【ソーシャルメディアの定義・対象】

ソーシャルメディアとは、ユーザーが情報を発信して形成するメディアのことを言います。ただし、このポリシーで定めるソーシャルメディアとは、技術革新に伴い新たに生み出された同種のメディアを含みます。

○代表的なソーシャルメディア

Twitter, Facebook, LINE, ブログ, 電子掲示板, YouTube, ニコニコ動画, Instagram 等

【利用上の注意事項】

コミュニケーションツールであるソーシャルメディアは、リアルタイムな情報発信や情報の双方向性など優れた特性を有しています。しかし、情報ツールを積極的に活用するには、次の点に注意する必要があります。なお、法令違反があれば学則上の罰則をはじめ、犯罪行為として刑事罰を科される事や、また損害賠償を請求される場合もあり、結果的に学則上から停学や退学、医師法上から医師免許を交付されない、さらには免許を取り消されることがありますので十分に注意して下さい。

1 情報が拡散しやすく情報の完全削除ができない。

→リツイートやシェアなどの情報共有機能により、発信者の情報が意図しなかった第三者に広がる可能性があるため、一度発信した情報を完全に削除することはできない。

2 自分が意図した通りに捉えてくれるとは限らない。

→日頃の身近な友人間の会話と同様に、気軽に情報を発信した内容が、それを閲覧した第三者に自分が意図しない捉え方をされて、結果として失言として取り扱われる場合がある。

3 情報が正しいとは言い切れない。

→ソーシャルメディアに流れる情報は玉石混交で、正しい情報ばかりではなく、デマや不明確な情報が、あたかも正しい情報として掲載されている。また、情報発信者が冗談で虚偽の情報を発信した場合も、情報の受け手によっては、それを事実と受け取る可能性がある。

4 娯楽性が高いメディアが存在する。

→ソーシャルメディアは、元々娯楽性を追求したメディアが存在しており、ゲーム 자체が無償であっても、ゲームを進めるうちにアイテム購入等課金が発生する場合がある。

5 ソーシャルメディアへの依存が問題となっている。

→睡眠障害や時間感覚の喪失などの症状が見られる SNS 依存症や LINE 疲れなどが社会問題となっている。

6 本当に本人か分らない。

→ソーシャルメディア上では本人確認は難しく、なりすましや乗っ取りにより誹謗中傷、アフィリエイト（サイトで広告収入等を受ける仕組み）、詐欺目的に悪用される事例が散見される。

7 ソーシャルメディアにおけるトラブル事例 →次頁参照（民事罰だけでなく刑事罰に問われることもある）

【遵守事項】

発言・投稿内容は個人の責任の下で行い、情報発信を行う際は、閲覧者に誤解を与えないよう、日本大学及び日本大学医学部の名誉を汚さない良識ある発言・投稿を心がけ、情報発信と対応に責任を持ってください。

その他、医学部の皆さんのがSNSを利用する際の遵守事項は以下の通りです。

- 1 ソーシャルメディアの利用では、日本国法令を遵守するとともに、留学や旅行などの海外渡航中においても、諸外国の法令や国際法規を遵守する。また、日本大学の学則をはじめとする学内規程を遵守する。
- 2 ソーシャルメディアの利用では、多様な価値観があることを認識し、他者を攻撃するような発言や不快な思いをさせるような発言はしない。
- 3 ソーシャルメディアでは、正確な情報を発信することを心掛ける。また、誤った情報を発信したときは速やかに訂正する。
- 4 大学で知り得た情報に、守秘義務が課せられている場合や機密情報が含まれている場合があるので、不用意に発信しない。学生個人が学外活動において関わる組織についても同様とする。
- 5 第三者による個人特定につながる情報やプライバシーに関する情報は原則発信しない。一度インターネット上に発信した情報は、完全に削除できないことを理解し、同意の無い他者の個人情報（画像等を含む）を提供しない。
- 6 医学部の学生として資質を問われかねないような軽率な、または立場を弁えない発言・投稿は控え、また必要以上に自身の個人情報（画像等を含む）を提供しない。
- 7 著作権の公正な取り扱いに注意する（校章、ロゴマークの無断使用等は禁止する）。

【トラブルに巻き込まれてしまった場合】

トラブルが起きた、トラブルになりそうだといった場合やトラブルになりそうな情報を見つけた場合には、速やかに学生課に相談して下さい。

○学内の相談窓口

→医学部学生課 03-3972-8128（ダイヤルイン）
med.gakusei@nihon-u.ac.jp

○警察の相談窓口

→板橋警察署生活安全課 03-3964-0110

【出典、参考資料】

日本大学ソーシャルメディアポリシー
日本大学工学部ソーシャルメディアガイドライン
総務省「インターネットトラブル事例集（Vol. 3）」
警視庁ホームページ

○ソーシャルメディアにおけるトラブル事例

1 加害者となる事案

事 案	例 示
1 書き込みやメールなどによる誹謗中傷・なりすまし	<p>①SNS に他人に対する誹謗中傷する内容を書き込む。 ②SNS 上で、他人の ID やパスワードを取得して、他人のふりをして発言などを繰り返す。</p> <p><注意></p> <p>①他人に対する誹謗中傷は、名誉棄損罪といった犯罪となる場合がある。 ②「なりすまし」行為は、不正アクセス防止法違反や名誉棄損罪など犯罪となる場合がある。</p>
2 著作権法違反行為	<p>ゲームの違法ダウンロードや動画の違法アップロードなど。</p> <p><注意></p> <p>違法ダウンロードなどは、著作権法改正に伴い、刑事罰が科せられる恐れがある。</p>
3 代金請求や詐取	<p>無料サイトでの意図しない有料サービスやインターネットショッピングによる代金詐取、ワンクリック詐欺による不当請求など。</p> <p><注意></p> <p>無料を謳っているオンラインゲームでも、コンテンツやアイテム追加で料金が発生する。</p>
4 犯罪予告など	<p>SNS への犯罪予告の書き込みや特定個人に対する脅迫行為など。</p> <p><注意></p> <p>犯罪予告等により、脅迫罪や威力業務妨害罪などの犯罪となる場合がある。</p>

2 被害者となる事案

事 案	例 示
1 個人情報流出	<p>氏名や住所、学校名など個人が特定できる情報が流出した。</p> <p><注意></p> <p>個人情報の流失理由として、SNS への安易な掲載（プロフィールでの個人情報を含む）や ID・パスワードを他人に教えたことによる不正アクセスなどがある。また、Facebook での写真のタグもある意味で個人情報であり、また、写真の位置情報など、個人情報は多岐に亘るので注意が必要である。</p>
2 誘い出しによる性的被害や暴力行為	SNS などで知り合った人からの安易な誘い出しなど。

3 その他事案

事 案	例 示
1 犯罪行為等の書き込み	<p>自身が犯罪等を行ったとの書き込みをした。</p> <p>＜注意＞</p> <p>犯罪行為等はそれ自体許されるものではない。犯罪行為を行ったことを書き込むことで、犯罪として立件される可能性もある。また、それが虚偽であったとしてもソーシャルメディアのもつ拡散性からネット上では真実として伝播される恐れがある。</p>
2 失言	<p>SNS に自分の問題行動や過激な思想などの内容について書き込みをした。</p> <p>＜注意＞</p> <p>自分の問題行為等が虚偽であったとしても、ソーシャルメディアのもつ拡散性からネット上では真実として伝播される恐れがある。</p>
3 他人に関するプライバシーの書き込み	<p>情報を漏らすつもりがなかったにもかかわらず、友人等他の人のプライバシーに関することについて勝手に書き込みをした。</p> <p>＜注意＞</p> <p>自分の個人情報と同様に、親しい友人等であっても、そのプライバシーをネットで公開することは十分注意する必要がある。いつたん掲載によるトラブルが発生すると、友人関係の断絶などの引き金になる可能性がある。また、書き込みだけではなく、Facebook での写真のタグもある意味で個人情報であり、また、写真の位置情報など、個人情報は多岐に亘るので注意が必要である。</p>
4 守秘義務が求められる情報の書き込み	<p>アルバイト先で知り得る秘匿情報を漏えいした。</p> <p>＜注意＞</p> <p>アルバイトであっても、業務で知り得た秘匿情報の漏えいは重大な問題である。過去の事案では、ネット上で激しいバッシングや個人情報の漏えいなど厳しい社会的制裁を受ける可能性がある。また、社会的制裁の他に、アルバイト先からの民事訴訟等のペナルティーが課される可能性がある。</p>
5 アルバイト先などの不適切な映像等の撮影・掲載	<p>アルバイト先で、商品などを使って、不適切な映像等を撮影し、Facebook 等に掲載した。</p> <p>＜注意＞</p> <p>掲載された映像により、業務で知り得た秘匿情報の漏えいと同様にネット上で激しいバッシングや個人情報の漏えいなど厳しい社会的制裁を受ける可能性がある。</p> <p>また、社会的制裁の他に、アルバイト先が多大な損害を被った場合、損害賠償等の民事訴訟等のペナルティーが課される可能性がある。</p>
6 SNS 依存症	<p>SNS への依存により、睡眠障害、人間関係の崩壊、時間感覚の喪失などの症状が発生すること。</p>

医学部学生としての守秘義務について

講義や実習で知り得た内容を不用意に口外してはいけません。特に「個人情報」の守秘は、医師を目指す者にとって厳守すべき基本的な事項です。

それはインターネット上でも同様です。故意であるか否かに関係なく、不特定多数が閲覧できる掲示板・ブログ・SNS 等に書き込んだ内容によって他人を深く傷つけてしまったり、自分自身が被害にあう恐れがあることを理解し、軽率な書き込みをしないよう十分に注意を払ってください。

日本大学医学部生としての道徳的・社会的責任を自覚し、行動することを心掛けてください。

講義や実習で知り得た内容を故意でなくとも、他人に知らせてしまうことがないように、特に以下のような例について、普段より気を付けて行動してください。

例)

- 1 実習中に知った患者さんのことについて、登下校時のバスの中で友達と話をした。
- 2 実習中に知った事件の被害者の情報を自分のブログに書いた。
- 3 講義で聞いた特殊な患者のことを、他大学の学生に話をした。
- 4 付属病院に入院している有名人のことを、たまたま実習中に知り、そのことを電車内で友達に話した。

※個人情報・機密情報の漏洩をした者は学則に基づき処分されます。

著作権侵害行為について

学生の著作権侵害行為が問題となっています。

教科書等の著作物について、イメージスキャナー等を使用してデジタルデータに変換したものを他人へ譲渡する、販売する、あるいは SNS で公開する行為等は著作権侵害行為に当たります。

著作権法違反は、民事的な損害賠償請求の対象になるだけではなく、刑事罰の対象にもなります。本学部が定める「アンプロフェッショナルな行動」に該当する行為です。

著作権を侵害するような行為を絶対に行うことのないように教科書等の著作物の取扱いには十分に留意してください。

20歳未満の者の飲酒とアルコール・ハラスメントの禁止

及び飲酒による事故の防止について

これから的学生生活において、さまざまな行事等で飲酒の機会が多くなることと思いますが、昨今、各種報道機関等において学生（20歳未満を含む）の飲酒による事故や飲酒の強要等が取り上げられ、社会問題となっています。このため、以下3点を厳守願います。違反した場合、サークル等においては、休部及び廃部を含めた措置を学生生活委員会で検討し、厳格に対処します。個人においても、場合によっては学則に基づき処分します。

1 20歳未満の者の飲酒禁止

- ・20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されており、飲酒を勧めた人も法律で罰せられます。
- ・20歳以上であっても飲酒できない人に強要した場合も法律で罰せられます。

2 アルコール・ハラスメントの禁止

- ・飲酒の強要
- ・イッキ飲ませ
- ・意図的な酔いつぶし
- ・飲めない人への配慮を欠くこと
- ・酔ったうえでの迷惑行為

3 飲酒事故の防止

- ・危ないと感じる事があれば、迷わず救急車を呼んで下さい。命にかかる問題です。体面や体裁より人一人の命の重さを尊重して下さい。
重大な事故となり、あの時救急車を呼んでいればと思っても手遅れです。

事故があった際には、救急車を呼ぶことはもとより、関係する教職員（担任、サークル部長、学生課等）に報告して下さい。

また、アルコール・ハラスメント、困っていること、気になること等なんでも気軽に学生課や保健室に相談して下さい。プライバシーは厳正に守られます。

学生課には、匿名での相談も受けられるよう、学生相談箱を設置しています。
学生課にありますので利用して下さい。

※ 1, 2については、医師法により医師免許が交付されないこともあります。

※ 2, 3の詳細は次のページを参照してください。

●アルコール・ハラスメントの具体例

・飲酒の強要

上下関係、部の伝統、集団によるはやしたて、罰ゲームなどといった形で心理的な圧力をかけ、飲まざるをえない状況に追い込むこと。

・イッキ飲みませ

場を盛り上げるために、イッキ飲みや早飲み競争などをさせること。「イッキ飲み」とは一息で飲み干すこと、早飲みも「イッキ」と同じ。

・意図的な酔いつぶし

酔いつぶすことを意図して、飲み会を行なうこと。傷害行為にもあたる。吐くための袋やバケツ、「つぶれ部屋」を事前に用意する行為も該当する。

・飲めない人への配慮を欠くこと

本人の体質や意向を無視して飲酒を勧める、宴会に酒類以外の飲み物を用意しない、飲めないことをからかふたり侮辱する、など。

・酔ったうえでの迷惑行為

酔ってからむこと、悪ふざけ、暴言・暴力、セクハラ、その他のひんしゅく行為。

●飲酒事故の対応

<酔いつぶれた場合の介護>

- ・絶対に1人にせず目を離さない
- ・体温の低下を防ぐ
- ・衣服を緩める
- ・横向きにさせ気道を確保し自然に吐かせる（嘔吐物で窒息するのを防ぐ）

<以下のような状態になった場合は、すぐに救急車を呼ぶこと>

- ・大きいびきをかいて、つねったりしても反応がない
- ・ゆすって呼びかけても、まったく反応がない
- ・体温が下がり、全身が冷たくなっている
- ・口から泡をふいている
- ・呼吸が異常に早く浅い、または時々しか息をしていない
- ・尿や便の失禁

※症状は個人によって違うので、おかしいと感じたときは迷わず救急車を呼ぶこと

構内での喫煙禁止について

医学生は原則禁煙を旨として、学内においての喫煙は認めません。

通学マナーについて

本学部では立地条件から学生用駐車場が確保できないということや、万が一不法駐車をしてしまうと、近隣及び板橋病院の業務・緊急車両の通行にも支障が出てしまうことから**自動車通学は禁止**とします。

自転車通学する場合

学生課で登録（毎年度）が必要です。

必ず自転車安全講習会を受講し、学生課で手続きを行い、駐輪許可シールをもらってください。
駐輪場所は、指定の学生専用駐輪場のみになります。

①医学部本館前（守衛ボックス裏）

②三角駐輪場

この学生専用駐輪場は通学するための自転車を停める場所ですので、無断で1週間以上放置していた場合や学生専用駐輪場に停めていない場合は、撤去・廃棄の対象になることがあります。

自転車通学の注意事項

①自転車駐輪の許可は毎年度行いますので、学生課で手続きをしてください。

(継続の場合は自転車安全講習会の受講を免除します。)

②継続して申請した場合は、古い許可シールを必ず剥がし、新しいものを貼ってください。

③駐輪許可シールは、後ろのフェンダー（泥除け）又はハンドルのどちらかに確認しやすいように貼ってください。

自転車保険の加入義務化について

東京都では2020年4月1日から自転車の保険が義務化となっておりますので、必ず加入してください。

アンプロフェッショナルな行動について

モデル・コア・カリキュラムでは「医師として求められる基本的な資質・能力」の全9項目が臨床研修の到達目標として共有化されております。

全9項目第1項において、プロフェッショナリズムは、「人の命に深く関わり健康を守るという医師の職責を十分に自覚し、患者中心の医療を実践しながら、医師としての道（みち）を究めていく。」としており、倫理や複数の行動指針が具体的に示されております。

医師としてのプロフェッショナリズム教育は入学時より開始されます。そこで、本学ではアンプロフェッショナルな行動のカテゴリーを以下のように定め、問題行動が認められた場合には学年担任、学系分野担当教員、関連部署から指導を受け、それでも改善が認められない場合は学務委員会または学生生活委員会において当該学生に対して直接指導を行うことがあります。また、医師を目指す者として必要な資質が欠けていると判断された場合は、学生懲戒委員会にかけることがあります。

アンプロフェッショナルな行動のカテゴリー
遅刻・欠席など責任感がない
誠実に行動しない
礼儀に欠ける、基本的な挨拶をしない
学内／院内規則・指針を遵守しない
教員の指導に従わない
知識・技能の向上に対する努力に欠ける
情報の守秘義務に違反する
他職種との協働性に問題がある
患者さんや患者さんの家族に対する態度に問題がある
不正行為に関与する

学生生活に関する事務

1 届け出・願い書について

下記のとおり手続きしてください。なお、ダウンロードの欄に「○」のついた書類はホームページの「様式一覧（学生向け）」(<http://www.med.nihon-u.ac.jp/document/download.php>)からダウンロードできます。

区分	手続き等	提出先	ダウンロード
試験欠席届	届出用紙に学年担任等の押印の上、1週間以内に提出してください。（病気等の場合は診断書添付）	教務課	×
授業・実習等欠席届	届出用紙に必要事項を記入し、科目責任者及び学年担任の押印の上、1週間以内に提出してください。		○
休学願	願い書に記入押印の上、提出してください。		×
復学願	（病気等の場合は診断書添付）		×
退学願	※ P. 44 の取扱いを参照。		×
再試験受験申請書	申請書に記入し、会計課に納入してください。	会計課	×
忌引欠席届	届出用紙に必要事項を記入し、会葬礼状等を添付して提出してください。	学生課	○
氏名・現住所等変更届	本人又は保証人が各種変更になった場合、届出に記入押印し、提出してください。		○
合宿届	団体で旅行・行事等を行う場合は、1週間前までに届出を提出してください。		○
学生行事届	1週間前までに届出を提出してください。		○
海外渡航届	海外渡航する場合は、1週間前までに届出を提出してください。		○
構内立入許可願	学外者を招く場合は、1週間前までに願い書を提出してください。		○
車両構内乗入許可願	車両を構内に乗り入れる場合は、1週間前までに願い書を提出してください。		×
依頼状・推薦状交付願 (病院実習・受験)	休業期間中等に臨床研修病院の見学・実習するのに依頼状が必要な場合や研修病院を受験するのに推薦状が必要な場合は、事前に届け出を提出してください。		○
構内遺失物届	学内で所持品を紛失した場合は、速やかに提出してください。	警備員室	○

※忌引きと公務欠席の扱いについて

忌引き：本人又は配偶者の第1親等（父母・子供）・・・7日間

本人又は配偶者の第2親等（祖父母・兄弟姉妹）・・・5日間

本人又は配偶者の第3親等・・・3日間

（日数は、葬儀等の日程を考慮し、現地が遠距離の場合は、往復に要する日数を起算することができる。）

公務欠席：下記の大会などに参加する場合、これを公務（公用）欠席の扱いとします。

- ・ 日本大学体育大会への参加
- ・ 日本大学全学行事への参加
- ・ 学部が特に認めた行事などへの参加

2 証明書等の発行について

下記のとおり手続きしてください。

区分	手数料(円)	発行日数	手続き等	提出先		
学生証紛失届 (再交付)	1,000	2日間	申請書に記入し、会計課で手数料を納付し、申請してください。	教務課		
在学証明書	100	3日間				
卒業証明書	200					
卒業見込証明書	100					
退学証明書	200	7日間				
成績証明書	200					
各種英文証明書 (オリジナル)	600					
各種英文証明書 (コピー)	200					
健康診断証明書	100	3日間		学生課		
感染症検査・予防接種証明書						
通学証明書	無料	当日	通学定期・実習用定期購入時に手続きしてください。			
学生旅客運賃割引証		2日間	学割証申請時に手続きしてください。			
学生団体乗車申請書		7日間	申込用紙を持参し、責任者が手続きしてください。			
病院見学等推薦書		2日間	申請書に記入してください。			

3 施設等の使用について

下記のとおり手続きしてください。

区分	手続き等	提出先
記念講堂使用願	使用する場合は学生課で許可印をもらい、庶務課に提出してください。	庶務課
厚生施設使用願	使用願を1か月前までに提出してください。 ※ P.37 参照	学生課
機器・備品等借用申請書	機器・備品を借用する場合、事前に申請書を提出してください。	
施設使用届	使用する場合は、学生課で当月・翌月の予約入力をし、受付印をもらってから使用届を提出してください。 なお、SGL教室の予約は1週間先までとなります。	警備員室

4 事務分掌について

学生生活に関する各事務課で取扱う業務及び時間は下記のとおりです。

取扱い内容	取扱い時間	担当課
授業時間割の変更・休講・補講の連絡 定期試験・追再試験実施 入学・進級・卒業等学籍の異動 学生証の交付 証明書等の発行 医師国家試験 その他学務に関する事項	平 日 午前9時～午後6時 土曜日 午前9時～午後1時 日・祝日は休み 夏季期間 平 日 午前9時～午後5時 土・日・祝日は休み	教務課
各種奨学金 健康管理・学生相談 講堂等借用 課外活動 氏名・現住所等変更 休学・復学・退学等手続き 学生寮 学生旅客運賃割引証発行 厚生施設の利用 落し物・忘れ物・盗難 その他学生生活に関する事項	平 日 午前9時～午後6時 土曜日 午前9時～午後1時 日・祝日は休み 夏季期間 平 日 午前9時～午後5時 土・日・祝日は休み	学生課
学費等納付金 再試験料納入 証明書等発行手数料納入	平 日 午前9時～午後5時 土曜日 午前9時～午後1時 日・祝日は休み 夏季期間は学生課同様	会計課

5 学生証について

学生証は本学学生の証明であると同時に定期試験受験及び証明書の申請等の際に必要なため、必ず携帯してください。

① 更 新

毎年度配付する裏面シール（有効期間付き）を各自貼り替えてください。

② 再交付

紛失した際は、最寄りの警察や交番に届け出るとともに、速やかに教務課で学生証紛失届に記入し、再交付手続き（再交付手数料は1,000円）をしてください。

③ 返 却

卒業及び退学等により学籍を離れる際は、必ず教務課に返却してください。

6 学生への連絡について

学生への連絡及び案内はポータルサイト等で行います。授業及び試験等に関する事項が多いので、毎日確認するようにしてください。
なお、学生個人への電話の取り次ぎは、緊急な要件を除き受け付けません。

7 講堂及び機器備品の使用について

下記のとおり手続きしてください。なお、使用に関して変更が生じた場合は、ポータルサイト等でお知らせします。

① 講堂及び体育施設の使用

勉強会及びサークル等で講堂や体育施設を使用する際は、学生課にある講堂予約専用パソコンに入力をし、施設使用届に記入して学生課の受付印をもらい、警備員室に届け出してください。記念講堂を使用したい場合は学生課に相談してください。

予約は当月・翌月分を入力できます。

なお、講堂内の飲食は禁止です。また、使用終了後は現状復帰して退出するようにしてください。

② SGL 教室の使用

勉強会で SGL 教室を使用する際は、学生課にある講堂予約専用パソコンに入力をし、施設使用届に記入して学生課の受付印をもらい、警備員室に届け出してください。

予約は、1週間先まですることができます。

なお、SGL 教室内での飲食や、学習に関係の無いものの持ち込みを禁止します。また、使用終了後は現状復帰して退出するようにしてください。

③ 機器備品の使用

機器備品を使用する際は、学生課にある機器・備品等借用申請書に記入して学生課に提出してください。

なお、取扱いには十分に気をつけてください。

④ トレーニングルームの使用

使用可能時間は他体育施設に準じます。使用開始時、使用者は警備員室に身分証（学生証）を提出してください。使用終了時、使用者は警備員室に使用終了した旨を伝え身分証（学生証）を受け取ってください。

8 出退校管理システムについて

出校時・退校時に医学部本館教務課前に設置されているリーダーに学生証をタッチしてください。これにより出退校時間が記録されます。この記録は、学修支援・緊急対応時の安全確認等に活用します。

学生関係施設貸出時間について

令和4年4月1日

場 所	使用可能時間		
	平 日	土 曜 日	日 曜 祝 日
講 堂 (1・3・24・25・36・37・48・臨2)	12 : 10～12 : 50 18 : 30～22 : 00	12 : 10～22 : 00	9 : 00～22 : 00
SGL教室	※18 : 30～22 : 00	9 : 00～22 : 00	9 : 00～22 : 00
自習室(3階)	7 : 00～22 : 00	7 : 00～22 : 00	7 : 00～22 : 00
PC室(3階, 地下1階)	7 : 00～22 : 00	7 : 00～22 : 00	7 : 00～22 : 00
体育館(アリーナ)	※ 6 : 00～8 : 30 12 : 10～12 : 50 17 : 30～22 : 00	12 : 00～22 : 00	9 : 00～22 : 00
体育館(空手道場・剣道場・柔道場・卓球場)	※ 6 : 00～8 : 30 12 : 10～12 : 50 17 : 30～21 : 00	12 : 00～21 : 00	9 : 00～21 : 00
グラウンド (モザグラウンド・小グラウンド)	※ 6 : 00～8 : 30 12 : 10～12 : 50 17 : 30～21 : 00	12 : 00～21 : 00	9 : 00～21 : 00
テニスコート	※ 6 : 00～8 : 30 12 : 10～12 : 50 17 : 30～21 : 00	12 : 00～21 : 00	9 : 00～21 : 00
弓道場	※ 6 : 00～8 : 30 12 : 10～12 : 50 17 : 30～21 : 00	12 : 00～21 : 00	9 : 00～21 : 00
プール	※ 6 : 00～8 : 30 12 : 10～12 : 50 17 : 30～21 : 00	12 : 00～21 : 00	9 : 00～21 : 00
ボリクリ部屋		6 : 00～23 : 00	
学生ホール・多目的ホール		6 : 00～23 : 00	
ロッカールーム		6 : 00～23 : 00	

※各施設で学校行事・授業及び工事等がある場合には、そちらを優先する。また春季・夏季休暇期間及び年末年始は日曜祝日扱いとする。

※平日6 : 00～8 : 30の間の体育施設は、部長からの文書が提出されたときのみ使用可能とする。

※SGL教室について、全ての授業・試験終了後（後期統一試験終了後）から医師国家試験まで6年生に限り9 : 00から22 : 00まで使用可能とする。ただし、学部公務の事情を優先し、予約を取り消すことがある。

※SGL教室は1週間先まで予約可能とする。ただし、6年生は上記期間に限り1か月先まで予約可能とする。

奨学金制度

奨学金について詳しく知りたい場合や家庭の経済状況が急変した場合は、学生課員に相談してください。

なお、学内奨学生・日本学生支援機構奨学生の募集は、毎年4～5月頃に学生課掲示板に掲示します。

1 日本大学の奨学金制度

日本大学校友会（奨学金付教育ローン）奨学金

(概要)

銀行が提供する既存の教育ローンを基本に、在学中の元金返済の据え置きを可能とし、利息相当額を校友会が奨学金として支給します。利用を検討される場合、学生課へ相談してください。

なお、申請に当たっては、大学が選考の上、さらに、金融機関の審査があります。

種別	金額	給付期間	返還の有無	対象・資格	募集時期	提出書類
利息相当額 給付	学納金の 範囲内	最短就業 年限	元金返還有	大学院生 学部生 保証会社保証 ① 人物が優れ、将来本大学の卒業生として社会への貢献が期待できること。 ② 経済的理由により学費の支弁が困難であること。 ③ 校友会準会員であること。 大学保証 ① 人物が優れ、将来本大学の卒業生として社会への貢献が期待できること。 ② 学費の支弁等が破産などにより極めて困難であること。 ③ 校友会準会員であること。	随時 授業料等の 払込みごと	① 願書 ② 個人ローン借入申込書 ③ 学費支弁者の所得証明書 ④ 身分証明書 ⑤ 学納金振込依頼書写

日本大学創立130周年記念奨学金

(概要)

経済的理由により学費等の支弁が困難であり、成績・人格ともに優良な資質を持っている学生に支給します。

種別	金額	給付階数	人数	対象・資格	募集時期	提出書類
給付	30万円	1回 (再選考可)	若干名	① 学部生 ② 経済的支援を必要としていること。 ③ 修学意志が堅固で学業成績及び人物が優れていること。	5月	① 申請書 ② 学費支弁者の所得証明書 ③ 成績証明書

2 医学部の奨学金制度

医学部特定医療奨学金

(概要)

小児、周産期、救急医療に従事する医師を志す学生を対象に貸与します。

種別	金額	給付期間	人数	対象・資格	募集時期	提出書類
貸与 (※返還免除有)	月額 5万円	最長2年間	若干名	① 学部5、6年生 ② 初期研修修了後、医学部附属病院で特定医療（小児科、産科、救急科など）の医師を志す意思が強固な者。 ③ 人物が優れ、優秀であること。	5月	① 申請書 ② 小論文 ③ 成績証明書

* 初期研修終了後、医学部附属病院で連続して4年以上勤務又は、大学院の横断型医学専門教育プログラムを修了。

医学部土岐奨学金

(概要)

故土岐勝人先生（医学部第1回卒業生）から寄贈された基金を運用して給付します。

種別	金額	給付回数	人数	対象・資格	募集時期	提出書類
給付	20万円	1回	若干名	① 学部生 ② 学業成績及び人物が優れていること。 ③ 特待生及びその他の給付奨学金を受けていないこと。	4月	① 申請書 ② 成績証明書 (大学院生は学部分含む) ③ 健康診断書

医学部永澤奨学金

(概要)

故永澤滋先生（医学部第1回卒業生）の業績を顕彰するため同窓会から寄贈された基金を運用して給付します。

種別	金額	給付回数	人数	対象・資格	募集時期	提出書類
給付	20万円	1回	若干名	① 学部生 ② 学業成績及び人物が優れていること。 ③ 特待生及びその他の給付奨学金を受けていないこと。	4月	① 申請書 ② 成績証明書 ③ 健康診断書

* 募集がない年もあります。

医学部同窓会60周年記念医学奨励金

(概要)

同窓会から寄贈された基金を運用して給付します。

種別	金額	給付回数	人数	対象・資格	募集時期	提出書類
給付	年額 30万円	1回	若干名	① 学部生 ② 学業成績及び人物が優れていること、又は学業成績及び人物に特に異論のない者で入学後第一保証人の事故等により学業の継続が困難になっていること。 ③ 健康であること。 ④ 特待生その他本大学における他の奨学金をうけていないこと。	4月	① 給付申請書 ② 成績証明書 ③ 同一生計者の所得証明書 ④ 申請理由書 ⑤ 健康診断書

医学部同窓会就学奨学金

(概要)

医学部同窓会就学奨学金には貸与と給付の2種類があります。いずれも医学部5、6年生を対象とし、同窓会及び奨学金の趣旨に協賛する者の寄付金から奨学金として支給します。

貸与奨学金は、不測の事態により学費等の支弁が困難な学生を対象に無利息で学費相当額を奨学金として貸与します。

給付奨学金は、医学部提携の教育ローンを利用し、かつ経済的理由により学費等の支弁が困難な学生を対象に、在学中の利子相当額を奨学金として給付します。

なお、どちらの奨学金も申請に当たっては、選考審査があります。

種別	金額	給付期間	返還の有無	対象・資格	募集時期	提出書類
貸与	学費相当額	1年間 (再選考可)	卒業後 5年以内	① 学部5、6年生 ② 不測の事態により学費等の支弁が困難であること。 ③ 学業成績が優秀で、人物が優れていること。	随時	① 申請書 ② 不測の事態を証する文書 ③ 成績証明書 ④ その他必要書類
給付	利息相当額	1回 (再選考可)	元金返還有	① 学部5、6年生 ② 学部指定の金融機関において教育ローンの融資を受けていること。 ③ 経済的理由により学費等の支弁が困難であること。 ④ 学業成績が優秀で、人物が優れていること。	随時	① 申請書 ② 成績証明書 ③ 学費支弁者の所得証明書 ④ 身分証明書 ⑤ 学納金振込依頼書写

3 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度

貸与奨学金

(概要)

経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し貸与されます。奨学金貸与終了後は、返還の義務が生じ、毎月決められた金額を返還します。申込みの際は、家庭の経済状況やあなたの人生・生活設計に基づき、十分考慮のうえ申込みしてください。

《学部生》

種別			金額	利子	給付期間	人数	資格	募集時期	提出書類
貸与	第一種	自宅	20,000 ~ 54,000	無利子	最短修業年限	若干名	① 成績優秀で、学費等の支弁が困難である学生		
		自宅外	20,000 ~ 64,000				② 学費等の支弁が困難である学部生 (120,000円を選択した場合に限り、 希望により40,000円の増額が選択できる)		
	第二種		20,000 ~ 120,000						

《大学院生》

種別			金額	利子	給付期間	人数	資格	募集時期	提出書類
貸与	第一種		80,000 ~ 122,000	無利子	最短修業年限	若干名	① 成績優秀で、学費等の支弁が困難である学生		
			30,000 ~ 150,000				② 学費等の支弁が困難である学部生		

※予約採用候補者について

高校で「大学等奨学生採用候補者決定通知」を受け取っている者は、決定通知の進学先提出用を指定期日までに学生課に提出してください。

なお、入学時特別増額貸与の候補者で「申告書」の提出が必要な者は、併せて提出してください。
学生課で進学先学校固有のパスワードを受け取り、インターネットによる手続きをしてください。

給付奨学金

(概要)

経済的理由により修学に困難がある意欲と能力のある学生に対し給付されます。貸与奨学金と違い、原則として返還義務はありませんが、採用にあたっては家計基準等(※)の選考審査があります。また、給付奨学金の支給対象となる学生は、授業料の減免も同時に受けることができます。

種別			金額	給付期間	人数	対象・資格	募集時期	提出書類
給付	第Ⅰ区分	自宅	38,300	最短修業年限	若干名	① 学部生 ② 修学の意欲があり成績優秀で、学費等の支弁が困難である学生（家計の収入基準によりⅠ～Ⅲの区分に分けられます）		
		自宅外	75,800					
	第Ⅱ区分	自宅	25,600					
		自宅外	50,600					
	第Ⅲ区分	自宅	12,800					
		自宅外	25,300					

※家計基準について

給付奨学金の支援を受けるためには、一定の家計基準に該当している必要があります。該当の有無については日本学生支援機構ホームページに掲載されている「進学資金シミュレーター」(<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>)にて確認できます。まずはこちらで該当するかを確認した上で申込みをしてください。

4 学外の奨学金

財団法人楓田医学奨学会

(概要)

財団法人楓田医学奨学会は、医学博士、元東大教授、楓田琴次氏の遺志により、遺産の一部を基本財産として、昭和51年3月東京都教育委員会によって設立された。

この財団は設立以来、学閥や卒業後の志望にとらわれず、よき医師、研究者をめざす医学生（原則として5年生）を対象に奨学金を支給し、各大学間や、先輩・後輩の連絡のために奨学通信を行なう現状を交換しています。

種別	金額	給付期間	人数	資格	募集時期	提出書類
給付	月額 30,000円	2年間	1名	① 学業人物共に優秀で、かつ健康である者	10月頃	① 奨学生願書 ② 履歴書 ③ 生活調査書 ④ 健康診断書 ⑤ 成績証明書 ⑥ 小論文

静岡県医学修学研修資金（日本大学貸与特別枠）

(概要)

静岡県が日本大学医学部に在籍する医学生等を対象に、静岡県内の医師を確保することを目的として奨学金を貸与する制度です。

種別	金額	貸与期間	人数	資格	募集時期	提出書類
貸与 (返還免除あり)	月額 20万円	最短修業年限	若干名	① 大学院に在籍する医師若しくは学部生（原則1年生） ② 将来医師として、静岡県内の公的医療機関等に勤務する意志のある者	4月	① 申込書 ② 学業成績証明書 ③ 健康診断書 ④ 履歴書 ⑤ 戸籍抄本

5 その他の奨学金

地方公共団体等奨学金・民間育英団体等奨学金

募集の時期は4~5月が最も多く、大学に募集の依頼があったものについては、学生課カウンターで供覧できるようになっています。大学に依頼のないものもあるので、各自、問い合わせるようにしてください。

6 教育ローン

医学部では、(株)オリエントコーポレーション、(株)ジャックス、楽天銀行(株)と契約を締結しているため、提携教育ローンの取扱いが可能です。

7 主な奨学金の一覧

奨学金名	種別	金額	申請対象	参照ページ
日本学生支援機構奨学金（貸与型）	貸与	最大 月額 22.4 万円	大学院生 学部生	P23
日本学生支援機構奨学金（給付型）	給付	最大 月額 7.58 万円	学部生	P23
日本大学創立 130 周年記念奨学金	給付	年額 30 万円	学部生	P21
医学部特定医療奨学金	貸与 ^{※1}	月額 5 万円	学部 5, 6 年生	P22
医学部土岐奨学金	給付	年額 20 万円	学部 2~6 年生	P22
医学部永澤奨学金	給付	年額 20 万円	学部 2~6 年生	P22
医学部同窓会 60 周年記念医学奨励金	給付	年額 30 万円	学部生	P22
医学部同窓会就学奨学金（給付）	給付	利息相当額	学部 5, 6 年生	P22
静岡県医学修学研修資金（日本大学貸与特別枠）	貸与 ^{※1}	月額 20 万円	大学院 1 年生 学部 1 年生	P24
鷦田医学奨学金	給付	月額 3 万円	学部 5 年生	P24
日本大学校友会（奨学金付教育ローン）奨学金 ^{※2}	給付	利息相当額	大学院生 学部生	P21
医学部同窓会就学奨学金（貸与） ^{※2}	貸与	学費相当額	学部 5, 6 年生	P22

※1 返還免除規定があります。

※2 随時募集される奨学金であるため掲示されません。利用を検討される場合は学生課に相談してください。

通学定期乗車券購入方法

1 購入方法について

通学定期乗車券の購入を希望する学生は、学生課で通学証明の手続きをして、鉄道会社の窓口で学生証を提示し、購入してください。

2 購入区間について

通学定期乗車券は、「自宅最寄駅」から「学校最寄駅」の最も経済的な経路による区間に限り購入できます。

また、実習のために学校最寄駅以外の区間の「実習用通学定期券」購入は、事前に学生課に経路の申請が必要となります。なお、アルバイト及び課外活動（クラブ活動）等の卒業に必要な単位修得以外の目的の場合は、乗車券、回数乗車券、通勤定期乗車券を購入してください。

適正でない区間の通学定期券を購入及び使用した際は、運送約款に基づき旅客運賃・増運賃を請求されるとともに、当該学生は通学定期乗車券の発行停止を受けることになります。

学生旅客運賃割引証（学割証）

1 学割証制度について

旅客鉄道株式会社（JR等各社）が指定した学生が旅客鉄道株式会社の営業キロで100キロメートルを超える区間を乗車する際に、運賃が割引になる制度です。

2 必要枚数について

切符の有効日数内であれば、学割証1枚で往復券を購入することができます。

3 申込み方法について

学生課にある「学割証申込書」に記入し、申込みしてください。発行までに2日間かかるので、早めに申込みしてください。

なお、電話、郵送等による申込みは一切受けしません。

申込み2日後に学生証を提示し、受取ってください。

有効期限は発行日から3ヵ月以内で、他人に譲ったり、不正に使用することは禁止します。

4 学生団体割引について（団体専用列車利用の場合を除く）

学生8人以上に引率教職員1人以上がすべて行程を同一にする場合に割引となります。

① 割引率

学生 50%引き 教職員 30%引き

② 申込み期間

通常の列車・連絡船の場合、出発日の9ヶ月前から14日前まで。

③ 手続き

申込み用紙をJRの駅・旅行センター・旅行会社から受取り、その団体の責任者が学生課で手続きをし、購入してください。

健康管理

1 保健室について

保健室は大学設置基準に基づき設置されており、学生の病気やけがに対する応急処置に備えています。また健康相談等にも対応していますのでお気軽にご利用ください。

※なお、保健室での内服薬を含む薬の投与は、法律で禁止されているため行っておりません。

[開室時間]

月曜日～金曜日 9:00～17:00

土曜日（隔週） 9:00～13:00

2 定期健康診断と証明書の発行について

本学では、学校保健安全法に基づき毎年春季（4月）に定期健康診断を実施しています。学生には健康診断の受診が義務づけられていますので指定された期間に必ず受診してください。（費用は大学負担）なお、特別な理由がなく大学指定日の健康診断を受けない場合は、外部医療機関で健康診断を受け、保健室に健康診断書を提出していただくことになります。（費用は個人負担）健康診断の結果票は、後日、学年ごとに個別に配布します。再検査・精密検査・保健指導等の対象者には保健室より個別に連絡しますので、指示に従ってください。

また、大学で実施した健康診断結果に基づき「健康診断証明書」を発行しています。証明書の発行をご希望の際には、学生課の窓口で申請書に必要事項を記入し、会計課の窓口で料金（100円）を支払い、保健室に提出してください。（健康診断証明書の申請と受領は本人のみ）※健康診断を受けていない学生は、学外実習や臨床実習等の参加が認められていません。また、健康診断証明書の発行もできませんのでご注意ください。

3 付属病院の受診について

付属病院を受診する際は、健康保険証・学生証・診察券を持参の上、午前8時30分より11時までに病院の医事課で受診の手続きを行い、各科外来窓口で受付する必要があります。病院受診についての詳細は、保健室にお問い合わせください。なお、校友会準会員である学生は、診療費の助成が受けられます。詳しくは、学生課の窓口にお問い合わせください。

4 感染症対策について

医学部の学生は、臨床実習や研修等で、医療機関を利用する不特定多数の人々と接する機会があり、感染症に罹患すると自身の健康を害するだけではなく、患者さんに感染症を媒介する危険性が生じてきます。また、国内外の研修時には研修機関より抗体価の数値やワクチン接種歴を求められることが増えています。

本学では感染症対策の一環として、入学時に感染症調査を行い、ワクチン接種歴や罹患歴を確認しています。更に1年次、4年次の4月に抗体価検査（費用は大学負担）を実施し、ガイドラインの基準を満たさない学生には任意で、ワクチン接種（費用は個人負担）を実施し、免疫を高めて臨床実習や国内外の研修等に備えています。

また、肝機能、腎機能検査（費用は大学負担）も行い、針刺し事故などの発生時や日ごろの健康状態の把握に役立てています。

① 抗体価検査項目

- (1) 麻疹（はしか） (2) 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） (3) 風疹（三日はしか）
- (4) 水痘（みずぼうそう） (5) B型肝炎 (6) 結核（血液検査）

② ワクチン接種

抗体価検査実施後、ワクチン接種対象者には順次（1）～（5）のワクチン接種を実施します。ただし、強制ではありませんので、それぞれの学生がその必要性を理解した上で接種を受けてください。

※万が一、学校感染症に罹患した場合は、次頁を参照の上、速やかに対処してください。

学校において予防すべき感染症および出席停止の期間

学校保健安全法施行規則第18、19条および医学部教授会決定（2016年2月17日）による

分類	疾病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう、南米出血熱、ペスト	
	マールブルグ病、ラッサ熱	
	急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（SARS）	
	中東呼吸器症候群（MERS）	
	特定鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）	
	新型コロナウイルス感染症	
	指定感染症及び新感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定するもの）	
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	膿瘍炎菌性結膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス、パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症（感染性胃腸炎などの流行を広げる可能性のある感染症）	

〔学校において予防すべき感染症に罹った場合〕

①上記疾病的診断を受けたら、速やかに保健室（直通 03-3972-6740）または学年代表担任に連絡してください。

②治癒して再登校する際には、医師による *「学校における感染症報告書」の提出が必要になります。

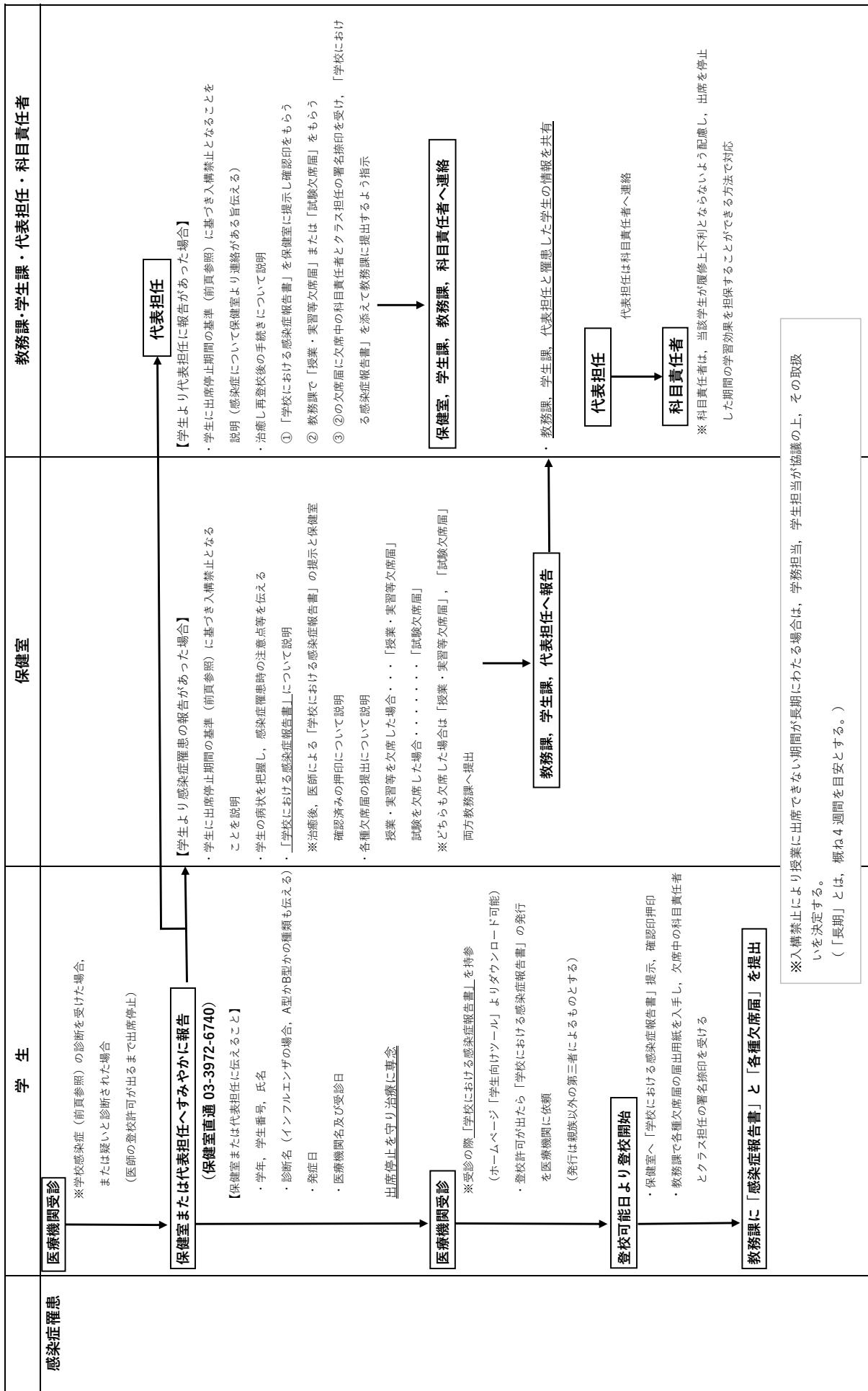
*「学校における感染症報告書」は、医学部ホームページの「学生向けツール」よりダウンロードできます。

本学では「学校における感染症報告書」の発行は、親族以外の第三者によるものと定められています。

詳細については、「学生が学校保健安全法に基づき出席停止となった場合の取り扱いについて」のフローチャート（次頁）を参照してください。

学生が学校保健安全法に基づき出席停止となつた場合の取り扱いについて

※学校保健安全法第19条に基づき、学生が同施行規則第18条に定める感染症罹患により出席停止となり、登校できない場合の取り扱いフローチャート



診療費助成制度並びに安全保障制度

1 日本大学校友会準会員診療費助成制度について

この制度は、日本大学校友会会則に基づき、日本大学校友会準会員（学生）に適用されるもので、在学中の健康管理や疾病について、一定額の助成を行い、学生生活の安全を確保し、福利厚生の充実に資することを目的とした制度です。

現在、日本大学医学部附属板橋病院、日本大学病院、歯学部付属歯科病院、松戸歯学部付属病院、三島中央病院、寿泉堂総合病院、星総合病院、共立習志野台病院、千葉県済生会習志野病院、板倉病院、藤沢湘南台病院、歯学部三島歯科医療センターを指定病院としています。指定病院以外の受診には、この制度は適用されません。

申請方法は、学生が指定病院を受診（入院）し、一部負担金を支払った領収書と、学生課にある「診療費助成申請書」に必要事項を記入及び捺印し、学生課に提出してください。後日、指定銀行口座に振込まれます。

2 学生の傷害事故等に関する保障制度について

正課中やサークル活動中等に発生した事故に対し、経済的負担がかからないよう給付金を給付する事故救済制度があります。正課中やサークル活動等で事故にあった場合は、速やかに学生課に相談してください。

① 日本大学学生傷害事故等給付制度

日本大学では、学生の正課・課外教育中又は課外活動中に発生した傷害事故等に対して給付金規程を設けています。事故の発生後、直ぐに学生課に相談してください。（P31, P32 参照）

② 学生教育研究災害傷害保険（学研災）・医学生教育研究賠償責任保険（医学賠）（全員加入済）

医学部での教育研究活動は、学内に限らず付属病院をはじめ、学外の医療・福祉施設や運動施設等で行われています。また、国内外での選択実習や、短期留学等広い範囲で活動しているため、それらの活動中に発生してしまった事故に対し、学生の被害や加害事故を救済できるよう加入している保険制度です。

「学研災」では、正課中、学校行事中、キャンパス内にいる間、課外活動中の事故を補償し、また、学研災付帯賠償責任保険の「医学賠」では、医療関連学部の実習を含む国内外の正課、学校行事及びその往復における賠償について救済を行う保険です。具体的な対象範囲は加入者のしおりで確認してください。

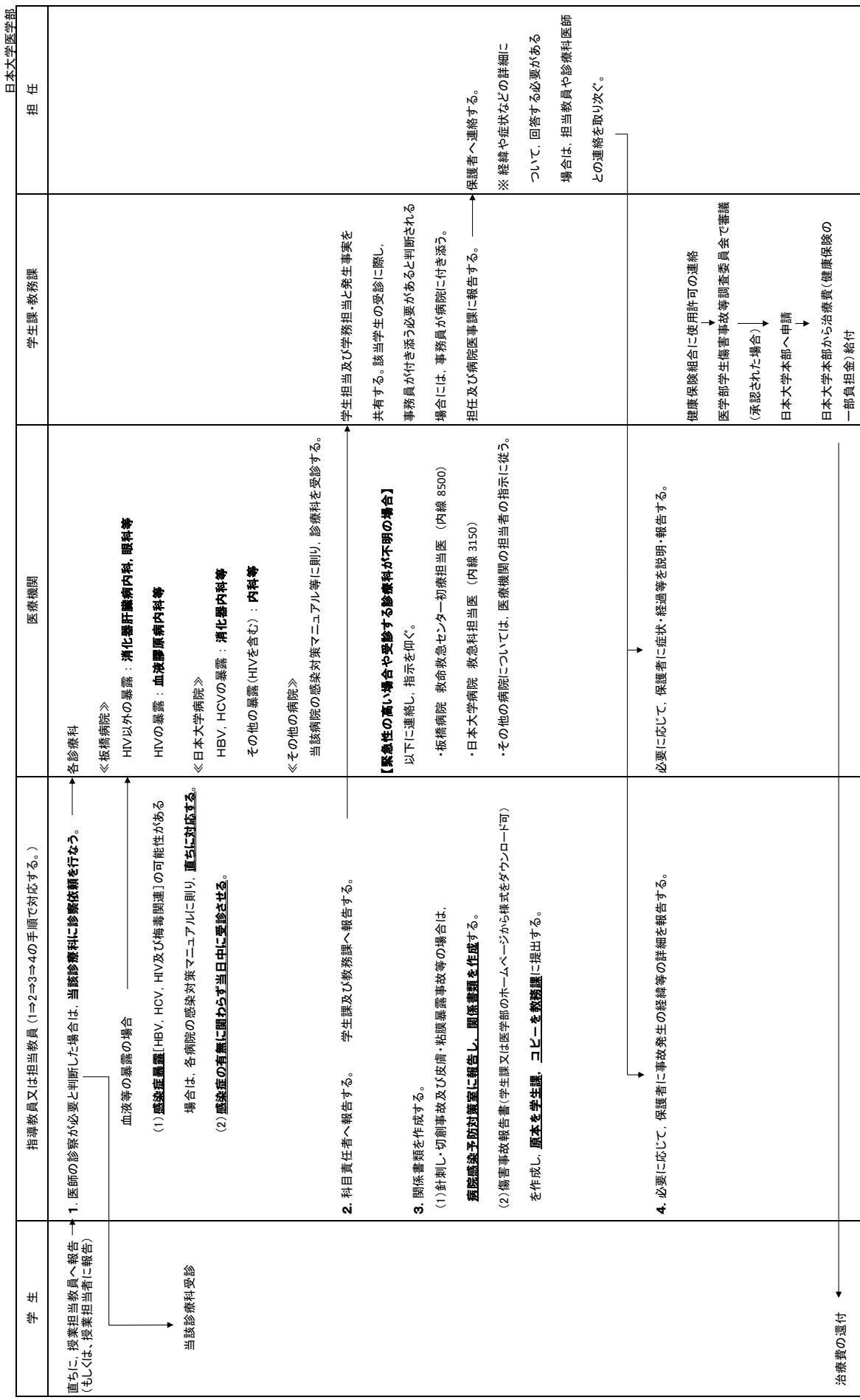
また、保険事故が発生した時は、学生課で必要書類を確認のうえ、遅滞なく事故通知はがき（学研災）又は電話（医学賠）にて保険会社に通知してください。

③ 日本大学学生生徒等総合保障制度（任意加入）

学生の皆さんのが安心して学園生活を過ごせるように、大学としてさまざまな取組みを行っていますが、全てを網羅することは難しく、特に私生活部分となると大学での対応ができません。日本大学では、学生数全国1位の利点を生かしこの制度を導入しました。

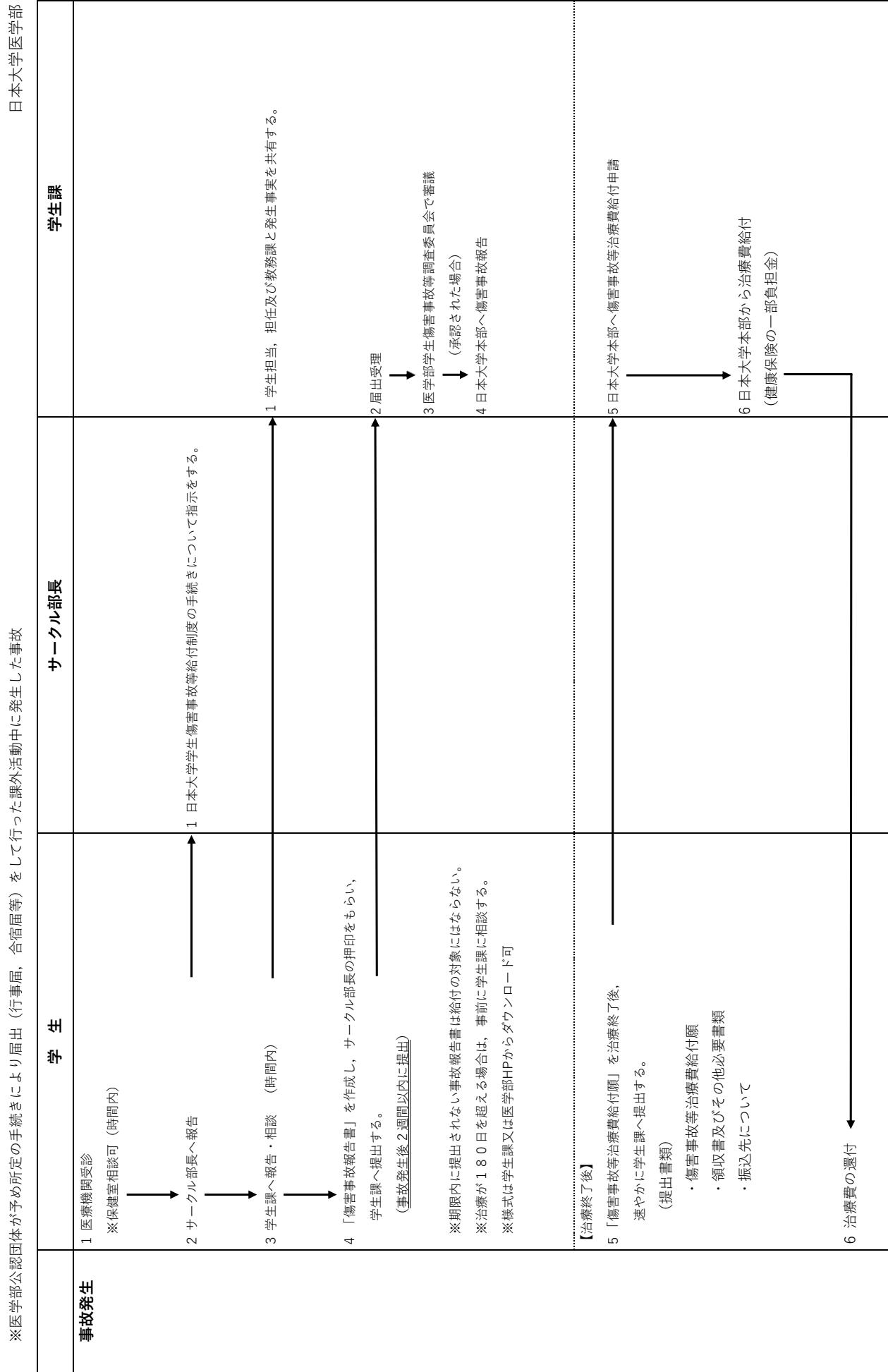
学生の24時間サポート、アパート火災、学費支弁者の事故等に対する保障制度です。

正課中に医学中の身体に影響をきたす傷害が発生した際の対応 (針刺し・切創事故および皮膚・粘膜暴露事故等を含む)発生時のフローチャート



日本大学学生傷害事故等給付制度

●課外活動における傷害事故発生時のフローチャート



学生支援室

医学部の6年間は医師としての知識や技術を学ぶだけではなく医師としての人間性や資質を磨く場もあります。そのために医学生が超えなければならないハードルは高く厳しいものであり、人並み以上の努力も求められます。そのような6年間を乗り切るには常に健康で安定した心と体を保ちながら学生生活を送ることが大切です。まだ若い学生の皆さんにはつい無理を重ねて体調を崩したり人間関係の悩みから気持ちが乱れたりなど、ストレスも多いものです。しかしこのような心身のストレスも人間としての自己成長の糧とすることができれば、人間性豊かな医師につながって行くことだと思います。

さて、学生支援室ではより快適な学生生活を送るためのさまざまな相談に応じています。生活上生じる人間関係のトラブルや悩み事、ストレスや心身の不調、将来や進路の不安など、一人では解決が難しいと感じたときは遠慮なく学生支援室に相談して下さい。

相談内容に関するプライバシーや秘密は守られますので安心してご相談下さい。

【相談内容】

- ① 健康上の問題：体調の不良、ストレス・ノイローゼ・気持ちの落ち込みなど心身両面にわたる問題、医療機関の受診方法、専門家の紹介など必要に応じて日大付属病院を受診できます。
- ② 人間関係の問題：友人、隣人、親子、異性との対人関係、自分の性格の問題など。
- ③ 学業上の問題：成績の問題、勉学法、苦手科目の克服、将来の進路など。
- ④ 経済的・法律的な問題：生活費、授業料などにまつわる経済的な悩み、トラブル、事件。

【学生支援申し込み方法】

- ① 学年担当の教員、保健室の担当者に申し出てください。
- ② 医学部の学生課（内線 2141, 2142）を通じて相談予約をしてください。

【学生支援員】

学生支援室担当医師2名及び学生支援室構成員としてカウンセラー・学生生活委員・各学年担任及び学生課職員（インテーカー資格修得者）等が応じます。

医学部以外でも日本大学本部の学生支援センター、日本大学人権相談オフィスでも相談できます。相談員が常時在室しており所属学部を問わずご利用できます。

- ① 日本大学学生支援センター（03-5275-8238 市ヶ谷駅下車徒歩2分 日本大学会館3階）を希望の方は、直接連絡し相談予約をしてください。
- ② 日本大学人権相談オフィス（03-3221-2562） jinken@nihon-u.ac.jp

【障がい学生支援】

日本大学障がい学生支援に関する基本方針（P72 参照）

日本大学医学部障がい学生支援ガイドライン（P75 参照）

一次救命処置(BLS)・AEDについて

BLS

BLS(basic life support)は、一次救命処置と訳します。BLSは緊急の病態(心臓停止など)の認知、救急医療(119番通報)システムの立ち上げとともに、気道確保、人工呼吸および心マッサージにより、救命を試みる(心肺蘇生術)ということを指します。これまで、医師や救急救命士等のみに許されていた電気的除細動(電気ショック)もBLSに含まれるように世界的になってきました。我が国においても、一般市民によるAED(automated external defibrillator:半自動式除細動器)を使った心肺蘇生術が認可されています。

AED

AED(automated external defibrillator)とは、半自動式除細動器と訳します。

目の前で倒れた人の心臓は、心室細動という不整脈を起こしていることがあります。この状態では、心臓は機能していません。心室細動はそのまま放置すると、数分で死に至ります。心室細動に最も有効な治療は電気ショック(電気的除細動)です。しかし救急車を呼んでも、救急隊が現場に到着するまでには約6-7分かかってしまい、近くにいる人が救命処置と電気ショックをしなければ助かる可能性が低くなってしまいます。そこで、一番近くにいる人が早期に電気ショックを行えば、今まで救命できなかつた心臓発作の患者が助かるという発想から、作られたものがAEDです。最近までは、電気ショックは医師が判定し手動で行っていましたが、今では、AEDに内蔵してあるコンピューターが判断して、電気ショックが必要かどうかを判断してくれます。また、軽量で持ち運びができるため、倒れている人の場所まで運んでもらうことができます。



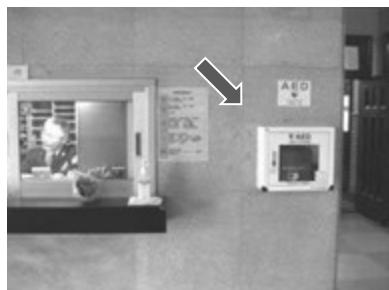
AEDを使用する場面

意識のない人が、呼吸をしていなければ、直ちに他の人を呼び、AEDをとってきてもらいます。後は、AED本体の電源を入れると音声メッセージが始まりますので、このメッセージに従い操作するだけです。

AED の設置場所

医学部構内

1. 本館 1 階警備員室（内線 2200）
2. 看護棟 2 階, 3 階（内線 2206, 夜間内線 2207）
3. 体育館
4. 屋上運動場階段横



本館 1 階警備員室



看護棟 2 階



看護棟 3 階



体育館



屋上運動場階段横

板橋病院

1. 病院 1 階受付横(ATM 前)
2. 病院地下 1 階入り口 防災センター前（内線 3000）
3. 地下 1 階放射線受付前（内線 3070）
4. 地下 2 階リハビリ室入り口（内線 3970）

5 分以内に AED を使うことが理想です。AED が届くまでは、心臓マッサージを行います。緊急時には、病院担当医に電話して下さい。

1. 救命救急科担当 内線 8500
2. 救命救急センター 内線 2800
3. 医学部代表 03-3972-8111

AED の使用方法

AED の使用の第一歩は電源を入れることです。電源を入れると自動的に音声メッセージで操作手順を教えてくれるので、その指示に従って行います。以下に AED 使用の手順を示します。

1. 電源を入れます。
2. 電極パッドを傷病者の胸に直接貼ります。
 - ① 貼る位置は電極パッドにイラストが書いてあります。一方の電極パッドを右の鎖骨と乳頭の間に貼り、もう一方を左の腋の下数センチの位置で左乳頭の側面に貼ります。
 - ② 傷病者が著しい汗をかいている場合は、タオルかハンカチで皮膚を拭いてからパッドを貼ります。
3. 電極パッドから出ているコードのソケットを AED 本体に取りつけると、AED が自動的に心臓のリズムを解析しはじめます。
 - ① 傷病者から離れて下さい。
 - ② まわりにいる人も傷病者から離れていることを確認して下さい。（ここで傷病者に触ると正確な解析ができなくなります。）
4. 電気ショックが必要ならば、「ショックが必要です、充電します」というアナウンスがあります。その後「ショックボタンを押してください」とのアナウンスが流れます。
 - ① 電気ショックボタンを押す前に、大声で「離れて下さい」と叫んでください。
 - ② だれも傷病者に触れていないことを確認したら、点滅している電気ショックボタンを押して下さい。
5. 電気ショックを行った後は、直ちに心臓マッサージを再開します。2 分で AED の機械が再解析を始めますので、それまで心臓マッサージを続け、再び音声メッセージに従って下さい。
6. 電気ショックの必要がない場合は「除細動の必要はありません、気道確保・呼吸を確認して必要であれば「CPR（心臓マッサージ）を開始して下さい。」とのアナウンスが流れます。倒れている人の反応がなければ心臓マッサージを再開してください。

医学部や板橋病院では、定期的に心臓マッサージに関する講習会を開催しています。講習会に参加し、一人でも多くの傷病者を救命しましょう。

AED の外観



AED 使用方法

使い方はとても簡単です。

1. 電源を入れます
2. パッドを貼ってコネクタを差し込みます
3. 音声に従いショックボタンを押します

多目的学生ホール

現在本学部には学生食堂はありませんが、多目的学生ホールが図書館棟地下1階にあります。ここでは、持ち込みでの飲食、勉強も可能です。利用時間、利用方法については、P20を参照してください。

学生寮・アパート・マンションの紹介

地方出身や通学時間が長い学生にとって、生活の基盤となる良質で安価な住居を確保することはたいへん重要なことです。

各学生寮では、朝夕の食事提供や、寮スタッフが常駐しており、食生活や防犯面において学生が安心して生活を送ることが出来ます。

希望する学生は学生寮ガイドを学生課で受け取り、資料に記載されている入寮申込先に各自問い合わせてください。

日本大学医学部のHPの『学生寮・アパート・マンション』

URL : <https://www.med.nihon-u.ac.jp/student/dormitory.html>

厚生施設

日本大学には自然環境に恵まれた研修所やセミナーハウスが全国にあり、サークルの合宿等で利用ができます。詳細は日本大学厚生施設案内を参照してください。また、他学部の厚生施設も利用できますので、学生課に問い合わせしてください。

1 軽井沢研修所について

① 所在地

〒389-0102 長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢 1052-1

② 料 金

宿泊費（1泊2食付き）	学 生	4,200 円	昼食代（別途）	400 円
暖房費（11月～3月）	1名1泊	300 円		

③ 予 約

- (1) 予約は、使用日1か月前の月初めから学生と引率教職員は学生課で受け付けます。
- (2) 夏季休暇期間中（7～9月）の使用は、別途期日を指定して一斉に受け付けます。

④ 使用手続き

- (1) 使用希望日10日前までに学生課窓口で申し込みしてください。
- (2) 学生課で「厚生施設使用申請書」3枚及び「使用者名簿」1枚を受け取ってください。
- (3) 使用希望の学生は、利用日の7日前までに予約人数を確認し、「厚生施設使用申請書」3枚及び記入済みの「使用者名簿」1枚を添付して学生課窓口に提出してください。
- (4) 書類を受け取り、会計課で納入してください。

図書館利用案内

日本大学図書館医学部分館は、医学関係図書を中心に蔵書数 208,962 冊（令和 2 年 3 月末日現在）を所蔵しています。

付属施設として病院や看護専門学校を有することから医学教育・医学研究及び医療と看護に関する教育・研究支援の他、医療技術や医療管理への支援も担っており、関連する図書も数多く確保しています。

図書館は規則と利用マナーを守ってご利用ください。

◎利用案内

1 開館時間

平日 9:00～22:00

土曜 9:00～22:00

※開館時間の変更は、その都度ホームページや掲示等でお知らせします。

2 休館日

日曜日、祝日、日本大学創立記念日（10月4日）、年末年始、夏期休暇期間の土曜日、その他大学の行事等により臨時休館することがあります。

3 利用資格者

- ・医学部教職員（板橋病院・日本大学病院・看護専門学校を含む）
- ・医学部学生（大学院生・看護専門学校生を含む）
- ・日本大学他学部教職員及び学生
- ・医学部同窓会会員
- ・校友会正会員
- ・日大 i クラブ会員
- ・近隣医師会会員
- ・分館長が特に許可した者

4 入退館管理システム

① 入館について

入館の際、所定のカードによる認証が必要です。

学生証不携帯の場合、入館できませんのでご注意ください。

② 認証方法

入館ゲートの右側にあるカードリーダーに学生証のバーコードをかざしてスキャンし、ゲートが開いてから 1 人ずつ入館してください。

◎資料の利用

1 館内閲覧

館内は自由に資料を取り出せるオープンシステムです。閲覧後は所定の場所に戻してください。

2 館外貸出

① 貸出期間：図書・製本雑誌・AV 資料 …… 7 日間

雑誌最新号・未製本雑誌 …… 翌開館日の午前 10 時まで

② 冊 数：図書 ……………… 3 冊

製本雑誌 ……………… 5 冊

未製本雑誌 ……………… 5 冊 ※新刊雑誌は 1 冊のみ

AV 資料 ……………… 2 点

- ③ 貸出延長：返却期限までに申し出があれば7日間（1回限り）延長できます。
- ④ 貸出禁止資料：PBL チュートリアル教育用図書（一部貸出可あり）
参考図書・禁帶出図書（辞書・事典・便覧・名鑑等）
ただし、青いラベルの付いた資料は貸出可です。
利用カード不携帯の場合は貸出できませんので必ず携帯してください。

3 返却

カウンターで図書館員の確認を得てください。閉館中に返却する場合は、正面玄関脇のブックポストに投函してください。ただし、AV資料は必ずカウンターに返却してください。

4 貸出停止

貸出期限を過ぎても返却されない場合は督促（メール・電話等）を行いますが、それでも返却されない場合は、一定期間貸出停止の罰則が適用されます。

5 弁償

資料を紛失・汚損した場合は、同じ資料又は相当額代替本を弁償していただきますので判明した時点で速やかにカウンターに申し出てください。

◎図書館のサービス

1 レファレンスサービス

図書館の利用方法、文献の探し方、所蔵と所在等利用者の質問に応えるサービスです。分からぬことがありますたらカウンターまでお尋ねください。

2 相互利用

- ・医学部分館に所蔵していない資料が必要な場合は、日本医学図書館協会や他大学との提携により、各図書館に所蔵されている資料の提供を受けることができます。また、国内に所蔵していない文献は海外に依頼ができます。希望者は文献複写申込書に必要事項を記入しカウンターにお申し込みください。文献複写の受け取りは、カウンターで料金の支払いを済ませた後となります。料金は全て自己負担です。
- ・日本大学の各学部分館を利用することができます。必ず学生証、身分証明書を持参してください。
- ・他大学図書館の利用を希望する場合は紹介状が必要です。カウンターでお申し込みください。

3 資料の複写

- ① 資料を複写する場合は、カウンターで専用のコピーカードを購入し、館内1階コピーコーナーのコピー機を使用してください。

コピーカード [50度数] 550円 [100度数] 1,100円
モノクロ複写料金1枚 11円
カラー複写料金1枚 66円

- ・資料を複写する際は、十分注意して丁寧に取り扱ってください。万一、破損及び汚損等した場合は、速やかにカウンターに申し出てください。
- ・資料の複写が済みましたら資料返却用ブックトラックに返却してください。

※資料の複写の範囲は、著作権法で許される範囲に限られます。

※図書館所蔵資料以外の複写は著作権法第31条により認めていません。

- ② 図書館員に依頼する場合は、文献複写申込書に記入し、カウンターでお申し込みください。

モノクロ複写料金1枚 20円
カラー複写料金1枚 70円

4 医学部分館ホームページ

OPACによる蔵書検索の他、医中誌Web、PubMed、オンライン・ジャーナル等のアクセスが可能です。その他様々な情報を公開していますのでご覧ください。

当館に所蔵している資料は、OPACで検索してください。OPACは機能が充実していますので、是非利用して学習にお役立てください。詳しい利用方法は図書館利用案内で紹介していますが、お気軽に図書館員にお尋ねください。

HPアドレス <https://www.med.nihon-u.ac.jp/library/>



5 図書リクエストサービス

所蔵希望の資料がありましたら、所定の依頼書「図書リクエストカード」に必要事項を記入し、カウンターに提出してください。御要望に沿えるよう、検討させていただきます。

利 用 上 の 注 意

- ① 利用証（学生は学生証）を携帯していない場合は入館できません。
- ② 館内では静謐にし、他の利用者に迷惑をかけないように注意してください。
- ③ 貸し出した資料の又貸しはしないでください。トラブルが発生した場合、資料を借りた方の責任となります。
- ④ 館内は禁煙です。また、館内での食物摂取も禁止です。
ただし、密閉性のある蓋付き容器（ペットボトル、ボトル缶、マイボトル）についてのみ許可します。飲料摂取時以外は机上に置かずカバンの中に入れてください。
資料が汚損する恐れがある容器の飲料は認めません。
- ⑤ 携帯電話の通話は禁止です。必ずマナーモードにしてください。
- ⑥ 館内での携帯電話・音楽プレーヤー等の充電、館内ネットワークによるソフトウェアのダウンロードは禁止です。
- ⑦ 貴重品は必ず身につけてください。盗難の責任は負いません。
- ⑧ 荷物を置いて席を占領しないでください。荷物を放置した場合は遺失物として取り扱います。
- ⑨ 図書館員の指示や注意及び館内規律を守ってください。守られない場合は、退館を命ずることがあります。

スキルズ・ラボラトリ (skills' laboratory)

近年の医学教育では、臨床参加型実習の拡充が全国的に進められ、臨床実習を行う医学生でも“スチューデント・ドクター”として患者さんと接する機会が増加しています。さらに、2020年度より国家試験にも実技試験（OSCE）が導入され、単なる知識の習得だけでなく、より実践的な技能を身に着けた医師の育成が求められています。このような状況において、医療安全の観点から、臨床現場を想定した環境でシミュレーションによるトレーニングを積むことが非常に重要となっています。

日本大学医学部は、総面積278m²の広さを持つスキルズ・ラボラトリ (skills' laboratory) を2007年5月に開設しました。場所は基礎教育研究棟の4階で、医学生、研修医、看護師やその他メディカルスタッフの方が随時トレーニングを行えるよう、様々なシミュレーション機器を取りそろえており、主に医学生や看護学生・看護師の実習、研修医の実習などに利用されています。実技試験の前には、練習が出来るようにシミュレーション機器の開放もしています。また、救急医学系救急集中治療医学分野で実施しているAHA(American Heart Association)認定BLSプロバイダーコース、救急医学会認定ICLSコース、日本救急医学会ICLS指導者養成ワークショップなどの学外向けトレーニングにも活用されております。今後の社会情勢を踏まえて、学生が授業時間外にもシミュレーション機器を使用することが出来るよう調整していきます。（予約制）

連絡先：教務課

場 所：基礎教育研究棟4階



サークル活動

1 サークル活動がもたらす効果

大学におけるサークル活動は学生の自由意志によって運営され、これらの活動は大学生としての人間形成の上で重要な役割を担っています。さらにサークル活動は部員個々が同一目的を達成するための責任と役割分担の共通意識が醸成させる機能を有しています。

本学部は、1学年1クラスの少人数でありながら、サークルに多くの学生が加入していて、学生はサークル別で行動をとるケースが多く、学生のニーズがサークル毎に大きく異なることがあります。そのために大学は学生のニーズに応じた学園生活の多様化について配慮をしています。

なお、サークル活動に際しては常に安全確保に努め、不慮の事故防止に十分の努力をするよう喚起しています。

2 サークル活動に対する見解

本学部は、優れた医学研究者と良き臨床医の育成をめざし、医師となるべき倫理観に基づいた豊かな人間性と高度な知識・技術の教授を教育目的としています。本学部はこの目的達成のために正課教育とは異なった側面から人間形成を図る課外教育活動を重視するものであり、特にサークル活動は学生の実践的体験から社会生活上必要な自立性、協調性、指導性を習得する場と認識しています。

本学部は、以上の見解に基づいてサークル活動を大学教育の一環として位置付け、これを支援するものです。学生には、安全を確保し秩序と責任ある行動をとることを望みます。

3 不慮の事故への対応

大学は、学生の課外教育活動を奨励し補助金の支給や施設の整備等を行うと共に、学生に対しては不慮の事故を未然に防ぐために万全の安全対策を行う責務があります。一方、学生自身にも安全確保の義務があります。無理な活動等によって生じた事故に対しての過失責任はサークル又は個人が負う場合があるので、安全確保には常に注意を怠らないようにしてください。

4 合宿に関する注意事項

① 事故防止対策

- (1) 公認サークルが学外で合宿を行なう場合には、事前に必ず届け出をしてください。
- (2) 合宿計画を立案する際にサークルの指導教職員と綿密な打合せを行ない（報告・連絡・相談）、特に無理のない日程、合宿方法、気象条件等に十分に配慮してください。
- (3) 合宿参加予定者にはあらかじめ身体検査等を行ない異常者に対しては取り止めさせるよう指導してください。
- (4) 合宿期間中は救急医療品を携帯させ、また簡単な救急方法を全員に指導してください。
- (5) 健康保険証（又は写し）を持参してください。

② 事故処理対策

- (1) 事故者を速やかに医療機関へ搬送させるための適切な処置をしてください。
- (2) 大学（指導教職員）、事故者の家族、警察署、その他関係機関に事故発生を通報連絡してください。
- (3) 事故現場の状況を正確に記録してください。
(時間・天候・事故現場の図面・証拠物件・目撃者の氏名・住所等)
- (4) 警察署の事故調査を行なってください。
- (5) 責任者は事故状況報告書を事故発生後速やかに学生課に提出してください。審査の後、ケガ等による外来診療費・入院費等の助成を受けることが出来ます。

医学部公認団体（令和4年4月現在）

体育団体

- No. サークル名
- 1 硬式テニス部
 - 2 ソフトテニス部
 - 3 バドミントン部
 - 4 バレーボール部
 - 5 バスケットボール部
 - 6 ゴルフ部
 - 7 サッカー部
 - 8 ラグビー部
 - 9 柔道部
 - 10 剣道部
 - 11 空手道部
 - 12 ブラジリアン柔術部
 - 13 弓道部
 - 14 準硬式野球部
 - 15 水泳部
 - 16 スキー部
 - 17 陸上競技部
 - 18 山岳部
 - 19 自動車部
 - 20 軟式野球部
 - 21 アメリカンフットボール部
 - 22 卓球部
 - 23 硬式野球部

文化団体

- No. サークル名
- 1 音楽部（キャノンボール）
 - 2 写真部
 - 3 美術部
 - 4 L. M. C (Light Music Club)
 - 5 IFMSA-日大
(International Federation of Medical Students' Associations 日大)
 - 6 ME研究会 (Medical Engineering)
 - 7 室内楽アンサンブル部
 - 8 演劇部
 - 9 天文・無線同好会
 - 10 ダンス研究会 (DynaMiC)
 - 11 n-CME
(nichidai-Collegium Medicum Experimentum)
 - 12 ACLS
(Advanced Cardiovascular Life Society)
 - 13 東洋医学研究会
 - 14 料理部
 - 15 小児糖尿病キャンプ部

海外渡航について

1 渡航手続

渡航手続きには査証や在留許可（一般的にビザと呼ばれるもの）の申請や、航空機等の手配があります。指示に基づき進める場合と各自で準備が必要な場合があります。査証等の取得には時間がかかりますので、十分確認し余裕を持って手続きを終えておくようにしましょう。また、学部・研究科で定める海外渡航の手続きに従い、海外渡航届（P. 16）や外務省「たびレジ」への登録、その他定められた部署への届出を行ってください。

2 安全管理・健康管理

日本と異なる環境で学び、生活をしていくと、様々な問題やトラブルが発生することがあります。普段なら難なく解決できる問題でも、言語や文化の違いにより困難が生じることがあります。安全面や健康面でのトラブルが起こる可能性も日本で生活しているときよりも高くなることが多いです。

「自分にはそんなことは起こらないだろう」や「問題が起きてから対処すればいいや」などと思わず、知識を得て、事前の備えを行うとともに、海外留学中も常に安全・健康に留意しましょう。

知識を得るためにには、書籍やインターネットを活用するとよいでしょう。外務省の海外安全ホームページでは、海外に滞在する日本人に向けた注意事項をまとめたリーフレットやビデオ、また国ごとに最新の安全情報を見ることができます。また、指導教員や過去に海外留学を経験した友人や先輩後輩などからも話を聞くことも有益でしょう。

外務省 海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

事前の備えについては、必ず海外旅行保険に加入し、その内容とトラブルが起きた時の対応の方法を確認しておきましょう。また、緊急時の連絡手段として海外で利用できる携帯電話やスマートフォン、PC等を用意し、日本にいる家族や大学等にその連絡先を伝えておいてください。

また、海外留学中に体調を崩すと不安になり学業に集中できなくなることがあります。出発前に体調を十分に整え、必要な治療等は済ませておきましょう。海外留学中は栄養、休養をしっかりとり、規則正しい生活で無理をしないことが大事です。

日本大学HPより抜粋 <https://www.nihon-u.ac.jp/international/guide/detail/>

休講措置について

やむを得ない理由で授業が休講となる場合は、原則としてポータルサイト等によって連絡することとする。休講となった授業については、後日必ず補講を行うので、メール等を注意すること。

なお、非常時における授業対応については、以下により休講措置をとる。

1 気象警報の発表に伴う場合

台風等により、気象庁から東京都（離島を除く）、埼玉県、千葉県、神奈川県のいずれかに気象警報が発表された場合、授業の取扱いは次のとおりとする。

①学生の登校前

- (1) 「特別警報」（大雨、暴風、波浪、高潮、大雪、暴風雪のいずれか）
 - ア 午前6時の時点で発表中の場合、午前の授業を休講とする。
 - イ 午前10時までに解除された場合、午後の授業（4限目）から開始する。
 - ウ 午前10時の時点で発表中の場合、終日休講とする。
- (2) 「暴風警報」（大雨、洪水、大雪、暴風雪、波浪、高潮を除く）
台風の進路や交通機関の運行等の状況を勘案した上で、決定する。

②学生の登校後

- (1) 特別警報
直ちに全ての授業を休講とする。
- (2) 暴風警報
台風の進路や交通機関の運行等の状況を勘案した上で、授業の休講を決定する。
河川の氾濫や道路の冠水、交通機関の運休などにより、直ちに自宅へ帰宅することが危険であると判断した場合は、教職員の指示により、学内の安全な場所で待機させることができるものとする。

2 交通機関のストライキに伴う場合

首都圏の鉄道各線全てがストライキの場合、または首都圏のJR線・東武線・西武線のいずれかがストライキをしている場合、休講措置をとる（国際興業バスが運転されている場合を含む）。

- (1) 午前6時までにストライキが解除された場合、通常授業を開始する。
- (2) 午前10時までにストライキが解除された場合、午後の授業（4限目）から開始する。
- (3) 午前10時までにストライキが解除されない場合、終日休講とし、後日補講を行う。

3 その他災害が発生した場合

災害等非常時における授業実施に関しては、学生の安全及び交通機関の影響を考慮し、学部において決定する。

4 情報の取得

各自でテレビ・ラジオ・インターネット等の手段を用い、NHKの報道及び気象庁ホームページから情報を取得し、災害等への備えをとること。

5 休講措置等の通知方法

非常時における連絡は医学部ホームページへの掲載及び教務課からのメール送信により行う。

6 通学が困難な場合

休講の対象とならない気象警報等や気象現象または地震による交通機関の運行休止などで通学が困難な場合の授業欠席、もしくはそれらを理由とする遅刻は、公欠に準じた取扱いをする。手続方法は、教務課に問い合わせること。

7 課外活動の取扱い

休講措置が取られた場合、課外活動は全て禁止とする。

8 補講

休講となった授業については、後日補講を行う。

学事日程上、調整が困難なときは、土・日・祝日を補講日にあてる。

大震災等での避難について

無理に自宅に帰ろうとせず、冷静に対応してください。避難方式は、以下の内容を原則としますが、発災時の状況に応じて、避難場所へ直接避難するなど、延焼拡大の状況等事態の推移を見守りながら、安全の確保を図ってください。被害の状況によっては、大学を避難場所とすることもあります。

医学部にいる場合

地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険性が高まったときや、建物の倒壊等により避難する必要があるときは、原則として、同級生と一緒に「避難所」となる最寄りの区立小学校（大谷口小学校や板橋第十小学校）へ避難します。

避難所に大火災等の危険が迫った場合や、避難勧告が出された場合、まち全体に火災が拡大し生命に危険が及ぶと判断された場合は、「広域避難場所」（城北中央公園一帯）に移動します。

※注意点

「避難所」と「広域避難場所」

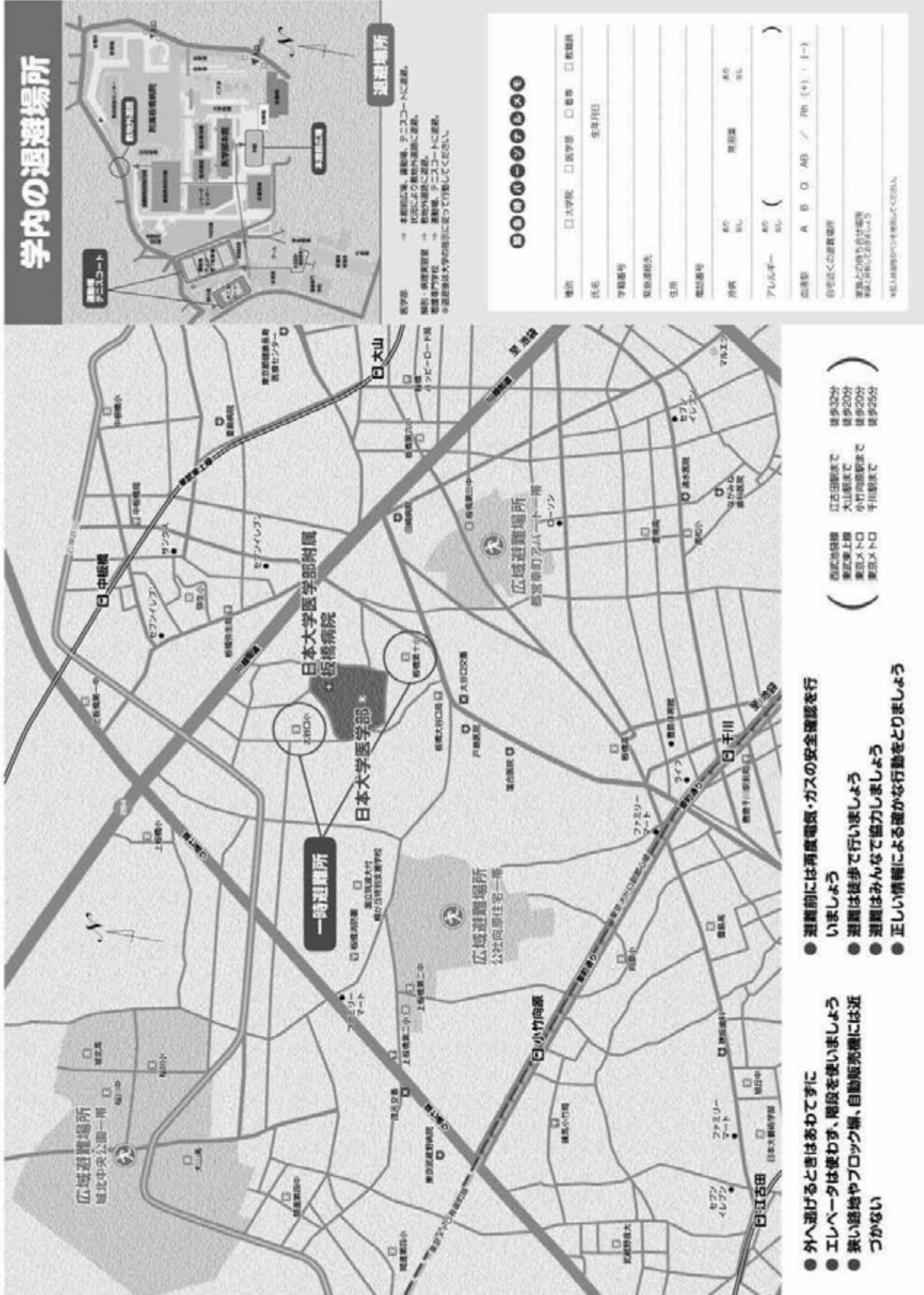
避難する場所は、そのときの状況に応じて、「避難所」と「広域避難場所」の2種類があります。家屋の倒壊や焼失などで被害を受けた人や、被害を受ける恐れがある人を応急的に受け入れるための場所が「避難所」です。「広域避難場所」へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所でもあります。まち全体に火災が拡大し生命に危険が及ぶ場合は、「広域避難場所」に避難します。

日本大学病院にいる場合

千代田区は、東京都の調査により、震災時に大規模な延焼火災の危険性が比較的少ないとされ、そのため、区内全域を広域的な避難を要しない地区内残留地区と指定しており、広域避難場所の指定が解除されています。

地震発生の際、すぐに避難を開始するのではなく、病院に留まり、被災状況を把握してください。万一、危険を感じた場合は、「避難所」（お茶の水小学校）に避難してください。

学内の避難場所



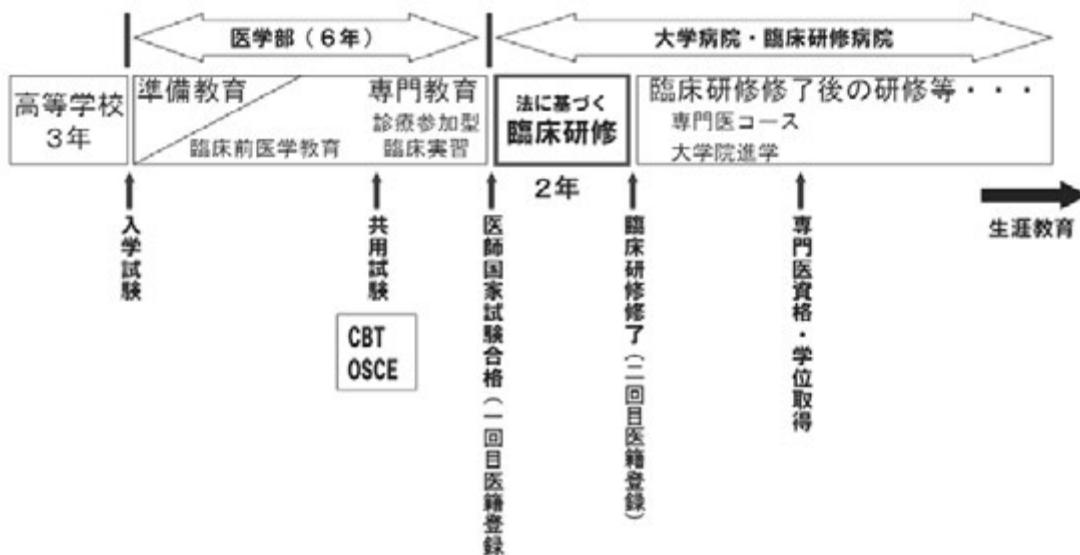
卒後臨床研修について

1 臨床研修制度の概要

① 医学教育と臨床研修

- 法に基づく臨床研修（医師法第16条の2）

診療に従事しようとする医師は、二年以上、医学部を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければなりません。



② 臨床研修の基本理念

臨床研修は、医師が、医師としての基盤形成の時期に、患者を全人的に診ることができる基本的な診療能力を修得することにより、医師としての資質の向上を図ることを目的としています。

③ 医師臨床研修マッチング

研修医マッチングとは、医師国家試験合格後の2年間の初期研修を実施する病院を決定するシステムです。医師免許を得て臨床研修を受けようとする者（研修希望者）と、臨床研修を行う病院（研修病院）の研修プログラムとを研修希望者及び研修病院の希望を踏まえて、一定の規則（アルゴリズム）に従って、コンピュータにより組み合わせを決定します。マッチングの成績評価には病院独自の小論文などの試験、面接に加え、大学時の成績、CBT結果が利用されるため、自分が希望する病院で研修するためには在学中より将来を見据えた学習、意識が必要です。

④ 臨床研修修了後の進路

2年間の初期臨床研修修了後は、19の基本領域専門医（内科、小児科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、病理、臨床検査、救急科、形成外科、リハビリテーション科、総合診療科）を取得するため、自分の専門となる各診療科に在籍するとともに、日本専門医機構に認定された専門医取得プログラムに帰属します。本学部では「専修医」と呼称し、多くの症例経験、専門的知識の取得、臨床技術の向上を目指して修練します。

日本大学では附属病院及び関連施設において、効率的に高度医療の研修と地域医療研修、専門医の取得や基礎または臨床研究ができます。加えて横断型医学専門教育プログラムでは、大学院生として学位取得するとともに、各学会の専門医を修得可能なシステムが構築されています。

日本大学医学部同窓会について

同窓会副会長・総合診療学分野 高山忠輝

日本大学医学部同窓会とは

日本大学医学部同窓会は、同窓会員相互の親睦をはかるとともに、日本大学医学部を後援し、あわせて学術の研修により、会員の医学知識並びに社会的向上を期することを目的としています。会員の構成は、正会員は日本大学医学部及び大学院の卒業生、学生会員として日本大学医学部及び大学院に在学する者になります。すなわち、日本大学医学部の学生は同窓会の会員です。

同窓会の主な活動

同窓会は親睦団体であり、会員からの会費納入、その他の寄付により運営が行われます。事務局は、図書館棟2Fにあり、会議室、同窓会長室が併設されており、同窓会活動の拠点となっています。

同窓会は、医学部が行う事業に対する後援を行うことはもちろんですが、同窓新聞の発行、ホームページなどの広報活動、同窓会会員名簿の作成、日本大学の他学部や他大学同窓会との交流などが重要な事業です。それらの事業は、同窓会長・副会長を筆頭に、総務・企画・学術・渉外・新聞・広報・女性医師ネットワーク・医療連携などの各委員会で、同窓生が委員となり、ボランティアで仕事を分担し協力しながら活動しています。

同窓会活動内容は、ホームページ上で見ることができます。会員ページには、写真も多数掲載されています。

医学部学生（学生会員）と同窓会

同窓会は、同窓会学生会員である医学部の学生に対する支援事業として、60周年記念奨学金をはじめ、卒業生に対する記念品・日本大学新聞縮刷版の贈呈、卒業記念DVD作成、東医体功労者への同窓会長賞の授与、翠心祭・若樹祭への運営を支援しています。また、2017年に学生会員連携委員会が発足し、学生と同窓会とで委員会を開催し、大学生活での問題点について学生課を通じて医学部への改善提案をしています。さらに事案により、



新潟県人会の様子（2018年）

同窓会が直接支援することもあります。同窓会各支部の同窓生と学生との交流する場として、県人会開催支援事業を進めており、長野、静岡、愛知、新潟、九州、北海道、群馬、茨城、埼玉の各支部で県人会開催を支援しました。コロナ禍で中断を余儀なくされておりますが、今後も各支部の先生方と学生との交流や学内での同郷の先生方との交流を広げ、同窓としての結束を強くしていきたいと思います。学生会員連携委員会には、クラス委員、翠心会長、県人会学生幹事の皆さんのが参加しています。是非、県人会にご参加ください。

ホームカミングデー



2018年度 ホームカミングデー

医学部のホームカミングデーは卒後2年目の初期研修医のクラス会として開催し、後期研修に関する説明会や大学院への進学についての情報提供を行っています。現在は、新専門医制度の導入期にもなっており、最新情報や大学病院での研修に有利なことや関連病院との協力状況についての情報交換も重要な目的となっています。もちろん、学生諸君の参加も歓迎します。毎年5月第3週の土曜日に開催されます。くわしくは、日大医学同窓新聞（学生ホールで配布）、学内にポスター掲示をします。

同窓会に関するお問い合わせ 同窓会事務局 内線2181

学生生活関係内規等

医学部翠心会会則	52
医学部翠心会加盟団体細則	55
医学部課外教育活動補助金配分基準	59
医学部翠心会長選挙規約	61
クラス連絡小委員会の取扱いについて	63
日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程	64
日本大学医学部学生表彰内規	68
日本大学医学部学生表彰基準	70
医学部学生弔慰内規	71
日本大学障がい学生支援に関する基本方針	72
日本大学医学部障がい学生支援ガイドライン	75

医学部翠心会会則

〔 昭和 50 年 3 月 20 日制定
平成 4 年 12 月 9 日改正
平成 5 年 4 月 1 日施行
平成 25 年 3 月 13 日改正
平成 25 年 4 月 1 日施行 〕

(目的)

第 1 条 医学部翠心会(以下本会といふ)は、本学部学生間の親睦と各団体の円滑な運営を図り、学園生活の向上に寄与することを目的とする。

(組織)

第 2 条 本学部全学生を会員とする。

2 本会の実務的な役割を担うものとして、以下の組織を配置する。

- ① 体育団体連合
- ② 文化団体連合
- ③ 翠心祭実行委員会
- ④ クラス委員会

3 各組織の運営等については別に定める。

(役員)

第 3 条 本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1 名
- ② 副会長 1 名
- ③ 体育団体連合議長 1 名
- ④ 文化団体連合議長 1 名
- ⑤ 会計 1 名
- ⑥ 書記 1 名
- ⑦ 常任委員 3 名以内
- ⑧ 翠心祭実行委員会委員長 1 名
- ⑨ クラス委員会委員長 1 名

(役員の選出)

第 4 条 会長は会員より立候補者を募ったうえで、別に定める選挙規約に沿って決定する。

2 体育団体連合議長、文化団体連合議長、翠心祭実行委員会委員長、クラス委員会委員長の選出方法については別に定める。

3 その他の役員は、会長が指名する。

4 本会会議における出席者の3分の2以上の決議、もしくは全会員の過半数の署名によって、役員をリコールできる。役員に欠員が出た場合、早急に前項に従って選出する。

(役員の任務)

第 5 条 役員の任務は次のとおりとする。

- ① 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合これを代行する。
- ③ 体育団体連合議長は、体育団体が健全かつ円滑な運営を行う。
- ④ 文化団体連合議長は、文化団体が健全かつ円滑な運営を行う。
- ⑤ 会計は、会計事務を行う。
- ⑥ 書記は、議事録の作成及び一般事務を行う。
- ⑦ 常任委員は、涉外及び本会の運営に必要な事項を行う。
- ⑧ 翠心祭実行委員会委員長は、翠心祭実行委員を代表する。
- ⑨ クラス委員会委員長は、クラス委員を代表する。

(任期)

第 6 条 役員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 但し、翠心祭実行委員会委員長、クラス委員会委員長の任期については別に定める。

(役員の報告)

第 7 条 本会の役員を医学部長に報告しなければならない。

2 役員の変更・追加が生じた場合には、医学部長に報告しなければならない。

(会議)

第 8 条 本会の会議は会長が招集し、議長を務める。

2 会議は本会役員、体育・文化団体主将、クラス委員をもって構成する。

3 会議は3分の2以上の出席者をもって成立する。

4 議決は出席者の過半数で決し、可否同数の場合には議長がこれを決す。

(事業)

第 9 条 本会の事業を次のとおりとする。

- ① 各団体の活動支援
- ② 翠心祭開催支援
- ③ 翠心会議の開催
- ④ 新入生歓迎会の開催
- ⑤ 機関紙の発行
- ⑥ 主將会議の開催
- ⑦ 本学教職員、外部団体との連絡、交渉
- ⑧ その他本会に関する事項

(会計年度)

第 10 条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補助金)

第 11 条 本会の補助金を次のとおりとする。

- ① 事務連絡に関する補助金は、毎年 4 月に医学部長に補助金支給の申請を行うものとする。
- ② 本会の主催する行事に関する補助金は、行事予定日の 1 か月前までに、医学部長に補助金申請書、企画書・予算書を提出する。

(決 算)

第 12 条 本会の補助金の決算は次の各号により行うものとする。

- ① 前条第 1 号による補助金の決算は決算書に領収書を添付し、翌年の 3 月 31 日までに医学部長に提出する。
- ② 前条第 2 号による補助金の決算は決算書に領収書を添付し、行事終了後 1 か月以内に医学部長に提出する。

(安全の確保)

第 13 条 本会は各団体に対して、活動時の安全確保に努めなければならない。

2 事故が発生した場合には、速やかに学生課に報告しなければならない。

(会則の改定)

第 14 条 会則の改定は、翠心会議において協議し、医学部長に報告し承認を得なければならない。

(その他)

第 15 条 本会則によりがたい場合には、その都度翠心会議を開催し協議するものとする。

附 則

この医学部翠心会会則は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

医学部翠心会加盟団体細則

平成 4年12月 9日制定
平成 5年 4月 1日施行
平成 5年10月 27日改正
平成 16年 2月 20日改正
平成 16年 4月 1日施行
平成 24年 6月 27日改正
平成 24年 4月 1日施行
平成 25年 3月 13日改正
平成 25年 4月 1日施行

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、医学部翠心会会則第2条第3項に基づき、体育・文化団体、翠心祭実行委員会、クラス委員会の運営等に関する必要事項について定める。

第2章 団 体

第1節 体育及び文化団体

(体育及び文化団体の要件)

第2条 新規加入を希望する団体は、翠心会議に以下の事項を文書で報告し、承認を得なければならない。

- ① 団体名、代表者部長となる医学部専任教員
 - ② 体育団体あるいは文化団体
 - ③ 活動目的、活動内容、活動場所
 - ④ 役員名簿
 - ⑤ 5人以上の医学部学生の部員名簿
 - ⑥ 規 約
- 2 翠心会議にて、新規加入を承認された場合は、翠心会長が新規団体届出として第1項第1号から第6号を医学部長に提出しなくてはならない。
- 3 体育及び文化団体は、毎年度次の各号に挙げる書類を医学部長に提出しなければならない。
- ① 部員名簿
 - ② 活動計画及び報告書
 - ③ 予算書及び決算書
- 4 第3項の報告及び提出を怠った場合、または加盟団体として適正でないと翠心会が判断した場合は、翠心会議に諮り休部、廃部等とすることができます。
- 5 休部団体は補助金の受給や各会議における議決の権利を持たない。
- 6 休部期間が3年間を超えた場合は、翠心会議に諮り廃部にことができる。
- 7 活動の再開を希望する場合は、第1項第1号～第4号を翠心会議に文書で報告し、承認を得なければならない。

(体育及び文化団体連合議長の選出)

第3条 体育及び文化団体連合議長は主將会議において互選する。

(任期)

第4条 議長の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(主將会議)

第5条 主將会議は各団体の主将、もしくは代理人を以って構成し、連絡事項の伝達や各団体間の調整を行う。

2 主將会議は翠心会長が必要に応じ招集し、議長を務める。

(会計年度)

第6条 会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補助金の種類)

第7条 削除

(補助金の申請及び支給額)

第8条 補助金の申請は、毎年5月に医学部長に申請書を提出する。

2 補助金配分基準及び配分基準表は別に定める。

3 削除

(決算)

第9条 補助金決算は、決算書に領収書を添付し翌年3月31日までに医学部長に提出しなければならない。

第10条 削除

第2節 翠心祭実行委員会

(役員)

第11条 翠心祭実行委員会（以下実行委員会という）に次の役員を置く。

- ① 委員長1名
- ② 副委員長1名
- ③ 管財担当1名
- ④ 広報担当1名
- ⑤ 企画担当1名
- ⑥ 広告担当1名
- ⑦ 会計担当1名

(役員の選出)

第12条 委員長は、委員の互選により選出する。

2 その他役員は、委員長が指名する。

(実行委員会の構成)

第13条 実行委員会は、会員のうちから公募したものにより編成する。

(任期)

第14条 実行委員会役員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(役員の報告)

第15条 実行委員会の役員を医学部長に報告しなければならない。

2 役員に変更が生じた場合には速やかに医学部長に報告しなければならない。

(会議)

第16条 実行委員会議は、実行委員長が招集し議長となる。

2 会議は必要に応じて隨時開催することができる。

(会計年度)

第17条 会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補助金の申請)

第18条 翠心祭開催に関する補助金の申請は、毎年5月に計画書及び予算書を医学部長に提出して行う。

(決算)

第19条 補助金の決算は、翠心祭終了後1か月以内に決算書に領収書を添付し医学部長に提出しなければならない。

第3節 クラス委員会

(クラス委員会の目的)

第20条 クラス委員会（以下委員会という）は、各クラスの連絡調整等を円滑に行うために設置する。

(構成)

第21条 委員会は、各学年2名から4名以内のクラス委員（以下委員という）によって構成する。

(委員の選出)

第22条 委員の選出は、前年度委員が候補者を推薦し、クラスの信任投票によって選出する。ただし、1年次生に限り学年担任等が協議の上決定する。

2 委員会における出席者の3分の2以上の同意、もしくは該当学年における全学生の過半数の署名があった場合、委員をリコールできる。

3 委員に欠員が生じた場合には、第1項により速やかに選出しなければならない。

(委員長の選出)

第23条 委員長は委員会において互選する。

(任期)

第24条 委員の任期を次のとおりとする。

① 1年次生の委員は6月1日から翌年の4月30日までとする。

② 2年次生から5年次生までは、5月1日から翌年の4月30日までとする。

③ 6年次生は5月1日から翌年の3月25日までとする。

(会議)

第 25 条 会議は委員長が招集し議長となる。

2 会議は必要に応じて隨時開催することが出来る。

(報告)

第 26 条 委員会の委員を医学部長に報告しなければならない。

2 委員に変更が生じた場合には速やかに医学部長に報告しなければならない。

附則

1 この医学部翠心会加盟団体細則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 昭和 52 年 4 月 1 日改正の学生の運動競技または文化団体補助金支給内規は、平成 4 年 12 月 9 日をもって廃止する。

医学部課外教育活動補助金配分基準

平成 5年10月27日制定
平成20年10月 8日改正
平成20年10月 8日施行
平成24年 6月27日改正
平成24年 4月 1日施行

(趣 旨)

第1条 この基準は、医学部翠心会加盟団体細則第8条に基づき、課外教育活動補助金（以下補助金といふ）配分等の必要事項について定める。

(補助金の配分区分)

第2条 補助金の配分区分は原則として次のとおりとする。

- ① 施設利用補助
- ② 活動内容補助
- ③ 規模別補助

(補助金の配分内容)

第3条 前条各号の配分内容を次のとおりとする。

- ① 前条第1号は、運動施設等活動場所の状況に応じて配分するもの。
- ② 前条第2号は、大会出場、社会活動等体育・文化団体の活動状況に応じて配分するもの。但し、体育団体の出場する大会・リーグ戦においては、他大学医学部が3校以上参加するもの、もしくは大会の規模を証明する資料を翠心会補助金配分審査会（以下審査会といふ）に提出し、審査会の了承を得たもののみ計上する。
- ③ 前条第3号は、体育・文化団体の部員数に応じて配分するもの。但し、体育団体の兼部は部員数に計上しない。

(配分額の審査)

第4条 補助金の配分額については、審査会に、あらかじめ各団体から提出された翠心会加盟団体年間活動状況報告書並びに算出基準表に基づき審査し、補助金額を算出するものとする。

- 2 審査会は、各団体の翠心会活動への協力度合いならびに、大学の名誉を高める等の活動実績に応じ、活動内容補助費の支給金額を加減することができる。
- 3 前項の審査結果に基づき医学部長に補助申請する。

(審査会の構成)

第5条 審査会の構成は、次の者をもって構成する。

- ① 翠心会長
- ② 翠心会会計
- ③ 体育団体議長
- ④ 文化団体議長

(補助金配分額の限度)

第6条 補助金の配分額は当該年度予算額内で行うものとする。

(罰則)

第7条 次の各号に該当する場合には、補助金配分の大幅減額を行う。

- ① 翠心会加盟団体細則第2条を履行しない団体
- ② 虚偽の報告をした団体
- ③ 翠心会の忠告に従わず規律を乱した場合

課外教育活動補助金配分基準表

配分区分	算出基準	補助ランク	補助金額 (円)
施設利用補助	活動施設がない	A ランク	160,000
	活動施設共有 (試合可能)	B ランク	90,000
	活動施設がある	C ランク	50,000
	文化部	D ランク	30,000
	施設不要及び休部	E ランク	0
活動内容補助	全医体出場		20,000
	東医体出場		30,000
	リーグ戦 (1 リーグあたり)		20,000
	その他大会出場 (1 大会あたり)		10,000
規模別補助 (文化部)	30名以上	A ランク	30,000
	15名以上30名未満	B ランク	10,000
	15名未満	C ランク	0
	(運動部)	A ランク	40,000
	25名以上35名未満	B ランク	30,000
	15名以上25名未満	C ランク	10,000
	15名未満	D ランク	0

附 則

この基準は平成24年4月1日からこれを施行する。

医学部翠心会長選挙規約

〔 平成 25 年 3 月 13 日制定
平成 25 年 4 月 1 日施行 〕

(総則)

第 1 条 医学部翠心会会則第 4 条に規定する翠心会長の選出は、会則の定めのほかこの規約の定めるところによる。

(選挙管理委員会)

第 2 条 選挙管理委員会はクラス委員が兼任する。

2 翠心会長の任命により、選挙管理委員長を選挙管理委員の中から 1 人選出する。

(選挙管理委員会の任務)

第 3 条 選挙管理委員会は、選挙を迅速かつ公正に行う。

2 選挙管理委員会は、選挙の期日、場所、選挙方法及びその他選挙に関し必要と認める事項を全会員に周知しなければならない。

3 選挙の管理運営について、この規約に定めのないことは選挙管理委員会が決定する。

4 選挙管理委員長は選挙の結果、運営方法などを選挙後に翠心会議にて報告する。

(選挙権及び被選挙権)

第 4 条 選挙権及び被選挙権は、全会員が持つ。但し、選挙管理委員は被選挙権を有しない。

(公示)

第 5 条 選挙公示は少なくとも選挙期日の 10 日前迄に行わなければならない。

(選挙方法)

第 6 条 選挙運動の方法については、立候補者と選挙管理委員長による協議にて決定する。

2 投票は一人一票、無記名で行う。

3 開票は全学年の投票用紙が集まり次第、立候補者立会いのもと行う。

4 当選の決定は有効投票の多数の順による。同数であった場合は、翠心会議にて決定する。

5 有効投票数が全会員数の過半数に満たない場合は、選挙を無効とする。

6 当選結果は、当選者の氏名及び学年のみ公示する。

(無効投票)

第 7 条 次の投票は無効とする。

① 選挙管理委員会の定めた用紙を用いないもの。

② 定められた投票方法に違反したもの。

③ 記載内容が半別しがたいもの。

2 曖昧なものは選挙管理委員長が判断する。

(異議申し立て)

第 8 条 選挙に関する異議は、開票日より 5 日以内に選挙管理委員長に対して書面で行う。

2 異議が正当であるか否かは選挙管理委員会において決する。

3 選挙管理委員会は異議が正当であるか否かを異議申立の日から3日以内に異議申立人に通知する。

4 異議が正当であった場合は選挙結果を無効とし、必要に応じて再選挙を行う。

(改廃)

第9条 この規約の改廃は、翠心会議の議決において協議し、医学部長に報告し承認を得なければならぬ。

附 則

この医学部翠心会長選挙規約は平成25年4月1日より施行する。

令和4年1月14日
学生生活委員会決定事項

クラス連絡小委員会の取扱いについて

- 1 学生生活委員会から学生生活に関する諸事項を学生へ連絡し、学生の意見を聴取して議論をする場を提供するため、学生生活委員会内の小委員会としてクラス連絡小委員会（以下「小委員会」という）を置き、学生生活の向上や改善に努める。
- 2 小委員会の代表は医学部学生生活委員会委員長する。
- 3 小委員会の構成員は、各学年の学生代表として選出されているクラス委員、翠心会長、体育団体連合議長、文化団体連合議長及び学生生活委員会委員とする。
- 4 クラス委員が学事等で出席できない場合は、代理の学生代表が出席することができる。
- 5 議題の内容によっては、外部有識者などの出席を求めることが出来る。
- 6 小委員会は、基本的に月1回開催するものとする。
- 7 小委員会の構成員は必要に応じ医学部学生生活委員会の一部に参加できるものとする。
- 8 小委員会学生委員は、各学年の学生から意見を集約し、本委員会にて議題を提言することができる。
- 9 小委員会学生委員は、学生生活委員会及び学生課からの報告・連絡事項等をクラス全体に周知する。

以上

日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程

平成4年11月20日制定	平成25年3月8日改正
平成5年4月1日施行	平成25年4月1日施行
平成19年6月1日改正	平成28年3月4日改正
平成19年4月1日施行	平成28年4月1日施行
平成22年3月5日改正	平成30年11月2日改正
平成22年4月1日施行	

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、日本大学基金規程第5条に基づき、本大学大学院、学部、通信教育部、短期大学部、専攻科及び専門学校に在籍する学生（以下「学生」という）の正課・課外教育中又は課外活動中等に発生した傷害及び死亡事故等（以下「事故」という）に対する給付金等についての必要事項を定める。ただし、日本大学競技部に所属する学生の競技中等に発生した傷害及び死亡事故等に対する給付金等については、別に定める。

(資金)

第2条 この規程に掲げる給付金等は、日本大学学生傷害事故等基金から支給する。

(給付の対象及び適用)

第3条 この規程による給付金の給付は、次の各号に掲げる事故に対して行う。ただし、事故発生原因が故意又は重大な過失による場合又は法令若しくは本大学の学則、諸規程等に違反した行為による場合はこの限りでない。

- ① 正課教育中の事故
- ② 大学（大学院、学部、通信教育部、短期大学部、専攻科及び専門学校を含む）が主催する行事実施中の事故
- ③ 学科、クラス、ゼミナール等（以下「学科等」という）が、あらかじめ所定の手続により届出をして行った課外教育中の事故
- ④ 正式に団体届をした団体（以下「団体」という）が、あらかじめ所定の手続により届出をして行った課外活動中に発生した事故
- ⑤ その他前各号に準ずる事故

(給付金の種類)

第4条 給付金の種類は、次の各号とする。

- ① 治療費
- ② 見舞金
- ③ 死亡弔慰金

(治療費)

第5条 治療費は、第3条各号に定める事故による傷害に対し、原則として、公的医療保険適用後の本人負担分全額を給付する。ただし、本人負担分が高額療養費支給制度の適用により、後日扶養者に還付された場合は、その還付金を、速やかに大学へ返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第1号に定める事故による治療費については、公的医療保険適用の有無にかかわらず全額給付の対象とすることができます。
- 3 前項の給付については、別に定める。

4 第1項及び第2項の規定により治療費の給付を受ける者は、卒業又は修了後も継続して治療する場合に限り、給付を受けることができる。

5 前4項に定める治療費の給付期間は、相当と認められる事由がない限り、治療の日から180日を限度とする。

(見舞金)

第6条 見舞金は、治療に入院を要する場合及び後遺障害が生じた場合に給付する。

2 見舞金の給付額については、別に定める。

(死亡弔慰金)

第7条 死亡弔慰金は、原則として第3条各号に定める事故が直接の原因で180日以内に死亡したとき給付する。

2 死亡弔慰金の給付額については、別に定める。

(重複適用)

第8条 第4条各号の給付金は、本大学が認める範囲内で重複して給付することができる。

(諸費用)

第9条 第4条各号に定める給付金以外の事故に係る諸費用については、本大学が認めた場合に限り、その全額又は一部を給付することができる。

(給付の決定)

第10条 理事長及び学長は、第15条に定める学生傷害事故等調査委員会の報告に基づき、第11条に定める学生傷害事故等給付金委員会の議を経て給付の可否及びその種類等を決定する。ただし、緊急の必要あるときはこの限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかにこの規程に定める手続をとらなければならない。

第2章 委員会

(学生傷害事故等給付金委員会)

第11条 この規程に基づく給付の可否及びその運用等について審議するため、本大学に学生傷害事故等給付金委員会（以下「委員会」という）を置く。

(委員会の構成)

第12条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。

2 委員長及び委員は、理事長及び学長の指名により大学が委嘱する。

3 委員長に事故あるときは欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第13条 委員長及び委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集)

第14条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(学生傷害事故等調査委員会)

第15条 学部等に、学生傷害事故等調査委員会（以下「学部委員会」という）を置く。

2 学部委員会は、委員会から委任された当該学部等の学生の事故に関する調査を行い、学部長並び

に理事長及び学長に報告する。

(学部委員会の構成及び任期)

第16条 学部委員会の委員長は、学生担当とする。

2 学部委員会委員は、学生生活委員会委員及び学務委員会委員のうちから学部長が委嘱する。

3 学部委員会委員長及び委員の任期は第13条第1項に準ずる。

(学部委員会の招集)

第17条 学部委員会は、学部委員会委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

第3章 給付申請手続

(事故報告)

第18条 学生の傷害事故が発生したときは、次の各号に定める教職員は、事故の状況及び応急措置等について、書面により速やかに学生部又は学生課に報告しなければならない。

- ① 正課教育中の場合は担当教員
- ② 行事実施中の場合は当該責任者
- ③ 学科等が行う課外教育中の場合は指導者又は引率責任者
- ④ 団体が行う課外活動中の場合は顧問又は引率責任者
- ⑤ その他前各号に準ずる場合は当該責任者

2 前項の報告があったときは、委員会又は学部委員会は内容を審議し、第3条各号に該当する事故と認められる場合には、学部長並びに理事長及び学長に報告しなければならない。

(給付の申請)

第19条 給付金の申請は学生部又は学生課が、所定の申請書に次の書類を添付して、理事長及び学長宛てに行うものとする。

- ① 領収書又はそれに代わる証明書
- ② 診断書（大学が必要と認めたとき）
- ③ その他必要な書類

(給付の決定手続及び受給者)

第20条 理事長及び学長は、給付を決定したときは、所定の通知書により学部長に通知するものとする。

2 給付金の受給者は、原則として本人又は父母とする。

第4章 そ の 他

(所 管)

第21条 学生の事故に関する事務は、本部においては学生部、学部等においては学生課が行う。ただし、2学部以上の学生が参加する行事実施中等の事故に関する事務は学生部が行う。

(規程の適用)

第22条 この規程は、第3条第1号及び第2号に限り、学則に定める本大学科目等履修生及び研究生等にも適用することができる。

(適用除外)

第23条 この規程は、地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する事故には適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成30年11月2日から施行する。
- 2 昭和55年2月1日制定の日本大学学生の傷病事故に関する補助金給付規程は、これを廃止する。

日本大学医学部学生表彰内規

平成 4 年 2 月 5 日制定
平成 4 年 2 月 5 日施行
平成 20 年 12 月 10 日改正
平成 20 年 12 月 10 日施行
平成 27 年 3 月 18 日改正
平成 27 年 4 月 1 日施行

(趣 旨)

第1条 この内規は、日本大学学生・生徒表彰規程（以下表彰規程という）第14条及び日本大学学生表彰基準（以下表彰基準という）に基づき、本大学大学院医学研究科・医学部・医学部付属看護専門学校学生（以下学生という）の表彰について定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰規程により学部長賞を設ける。

- 2 表彰規程及び表彰基準第7条3項により医学部団体賞を設ける。
- 3 表彰基準第4条及び5条に準じた成績を収めた学生に対し、表彰基準第7条2項により学部長名等を冠した奨励賞を授与する。

(表彰部門)

第3条 表彰部門は表彰規程第3条により次のとおりとする。

- ① 文化部門
- ② 体育部門
- ③ 功労部門
- ④ 善行部門
- ⑤ その他

2 奨励賞の対象は、前項第1号、第2号及び第5号とする。

3 第1項各号に定める表彰基準は、別に定める。

(表 彰)

第4条 受賞者には賞状を授与し表彰する。ただし、表彰に当たって、賞状と共に記念品を授与することができる。

2 学部長賞は第3条第1項第1号から第3号について学位記伝達式等において行ない、同第4号及び第5号については隨時行う。医学部団体賞及び奨励賞は第3条の各号については、隨時表彰することができる。

(推薦の方法)

第5条 第3条第1項第1号及び第2号の候補者・団体については、当該サークルの部長が推薦する。

2 第3条第1項第3号、第4号及び5号の候補者・団体については、学生生活委員長が推薦する。

(学部長賞の決定等)

第6条 第2条に定める各賞の受賞者・団体は、学生生活委員会が審査し、教授会の審議を経て学部長が決定する。

2 学部長賞の受賞者については、文書をもって大学に報告する。

(所 管)

第7条 この内規の事務は学生課がこれを所管する。

(内規の準用)

第8条 この内規は、看護専門学校に在籍する学生に準用する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

日本大学医学部学生表彰基準

平成4年2月5日制定
平成4年2月5日施行
平成21年1月14日改正
平成21年1月14日施行
平成27年3月18日改正
平成27年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この基準は、日本大学医学部学生（以下「学生」という）・表彰内規（以下「表彰内規」という）に基づき、本大学大学院医学研究科・医学部・看護専門学校生の表彰基準について定める。

（学部長賞・医学部団体賞・奨励賞基準）

第2条 表彰内規第2条に定める各賞は、人物優秀で次の各号に該当する者又は団体に対し、授与するものとする。

- 2 奨励賞は次の各号で学部長賞と同等の成績を収めた者に授与する。
 - ① 文化部門・体育部門は、ブロック大会等の学外の大会で優秀な成績を収め、表彰されるなど本学部の名声を著しく高揚させた者又は団体とする。
 - (1) 文化部門候補者選考に当たっては、文化的な対象となる活動が公的機関等で表彰又はそれに準ずる成績を収めた者又は団体とする。
 - (2) 体育部門候補者選考に当たっては、東日本医科学学生総合体育大会若しくはそれ以上の大会において優勝又はそれに準ずる成績を収めた者又は団体とする。
 - ② 功労部門は、本学部の発展に功績が認められる。あるいは、本学部の名誉を高揚させた者又は団体とする。また、功労部門候補者の選考に当たっては、翠心会役員等のうち課外教育活動の運営に関し、特に貢献した者又は団体とする。ただし、本学部行事に貢献した団体に対しては表彰することができる。
 - ③ 善行部門は、社会の模範となる行為が公共団体又は公共性の高い団体等から表彰された者。また、前記の団体から表彰された団体は、表彰することができる。

（その他）

第3条 学部長賞・医学部団体賞並びに奨励賞の授賞に当たって、この基準によりがたい場合は、学生生活委員会で審査し、教授会の審議を経て学部長が決定することができる。

附 則

- 1 平成4年2月5日制定の医学部長賞候補者選考申合せ事項は本基準に統合する。
- 2 この基準は、平成27年4月1日から施行する。

医学部学生弔慰内規

平成4年12月9日制定
平成5年 4月1日施行

(趣旨)

第1条 この内規は、医学部に在籍する学生が死亡した場合の弔慰に関する必要事項について定める。

(弔慰金等)

第2条 学生が死亡した場合、その遺族に対し次の各号により弔慰金等を贈る。

- ① 弔慰金（香典） 20,000円
- ② 供花又は供花料 15,000円以内

(名義)

第3条 弔慰金、供花(供花料)は医学部長名をもって贈る。

(その他)

第4条 この内規によりがたい場合には、医学部長の承認を得るものとする。

(所管)

第5条 学生の弔慰に関する事務は学生課が行う。

附 則

- 1 この内規は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 昭和47年11月9日施行の学生に関する弔慰内規は、平成4年12月9日を以て廃止する。

日本大学障がい学生支援に関する基本方針

日本大学は、本学の公共性に鑑み、本学の学生及び入学を志願する者に対し、障がいを理由とする差別を行わないとともに、全ての者が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することに資するため、日本大学障がい学生支援に関する基本方針を定める。

1 目的

本基本方針は、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に基づき、本学における障がい学生への修学支援に関する基本事項及び本学の教職員が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

本基本方針における用語の定義は、次のとおりとする。

① 障がい者

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般において、そこに参加する者すべてとする。

② 社会的障壁

障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

③ 学生

日本大学、日本大学短期大学部及び学部附属専門学校の学生（入学志願者を含む。）並びに付属高等学校、中学校、小学校の生徒、児童（入学志願者を含む。）をいう。

3 障がいを理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的考え方

① 不当な差別的取扱い

不当な差別的取扱いとは、障がい学生に対し、正当な理由なく、障がいを理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障がい者でない学生には付さない条件を付けることなどにより、障がい学生の権利利益を侵害することをいう。

正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、障がい学生、第三者の権利利益及び本学の教育及び研究、その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がい学生にその理由を説明し、理解を得るよう努めるものとする。

② 合理的配慮

合理的配慮とは、障がい学生が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。

過重な負担については、個別の事案ごとに、次の（1）～（3）の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障がい学生にその理由を説明し、理解を得るよう努めるものとする。

- （1）教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
- （2）実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- （3）費用・負担の程度

4 障がいを理由とする差別の解消に関する推進体制

本学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する体制は、次のとおりとする。

- ① 総括責任者は学長とし、学長のリーダーシップの下、本学が適切に障がい者差別解消を推進できるよう努めるものとする。
- ② 総括責任者は副学長（学生担当）とし、統括責任者を補佐するとともに、全学の状況を把握するよう努め、各部科校が円滑に支援を行えるよう努めるものとする。
- ③ 各部科校の障がい学生支援体制の責任者は学部長（高等学校等においては学校長）とし、障がい者差別解消に関する推進及びそのための環境整備等に関し、当該部科校における障がい者差別解消に必要な決定を行うものとする。

5 不当な差別的取扱いの禁止

本学の教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者との不当な差別的取扱いをすることにより、障がい学生の権利利益を侵害してはならない。

6 合理的配慮の提供

本学の教職員は、障がい学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい学生の権利利益を侵害することとなるよう、当該障がい学生の性別、年齢及び障がいの状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をするものとする。

意思の表明は、障がい学生の家族、介助者等が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障がい学生がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障がい学生に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めるものとする。

7 支援体制の整備

障がい学生及びその家族その他の関係者からの障がいを理由とする差別の解消に関する

相談に応じるための支援窓口を次のとおり置くこととする。

- ① 学生支援センター
- ② 各学部等学生支援室
- ③ 入試係（入学志願者）

8 教職員への研修・啓発

本学は、障がい学生差別解消の推進を図るため、教職員に対し次のとおり必要な研修・啓発を行うものとする。

- ① 教職員に対して、障がいを理由とする差別に関する基本的な事項について理解促進を行うための研修
- ② 教職員に対して、障がい特性の理解促進を行うとともに、障がい学生に適切に対応するために必要なマニュアル等による意識の啓発

9 情報公開

本学は、障がい学生に対する支援について、ホームページ等において情報公開することとする。

以上

日本大学医学部障がい学生支援ガイドライン

日本大学医学部（附属看護専門学校を含む）は、「日本大学障がい学生支援に関する基本方針」に基づいて、すべての学生及び入学を志願する者に対し、障がいを理由とする差別を行わず、障がいのない学生と平等に修学できるよう卒業まで可能な限りの支援を目指します。

基本姿勢

すべての教職員が、障がいを理由とした差別の解消に積極的に取り組み、障がい学生と障がいのない学生が共に学べるように支援します。また、障がい学生の効果的な支援には、学生の協力が不可欠です。障がいのない学生が、無理なく積極的に支援にかかわるような体制を構築します。

支援内容

1 入学試験出願前の相談

障がいにより通常の入学試験の受験や入学後の修学に支障がある場合は、入学試験の出願前に学部の入試係に相談してください。本人、保護者、学部の3者による丁寧な対話のもと、受験の際の配慮内容や入学後に可能な配慮内容について確認を行います。学部の事情等によって希望する支援を提供することが難しい場合もありますが、可能な限り障壁を取り除き、受け入れられるよう努力します。

2 入学後の支援

障がい学生の支援窓口として、学部に「学生支援室」を設置します。学生支援室を介して教員（学年担任等）、教務課、学生課、保健室などと建設的な対話をを行い、具体的な支援を決定していきます。

① 入学時面談

入学が決まると早い段階で本人や保護者と面談を行い、必要な支援内容について再確認を行います。

② 定期面談・相談

障がい学生と定期的な面談を行い、支援が順調に進んでいるかを確認します。また、大学での勉強や学生生活に不安を抱えている学生に対して、気軽に相談できるよう「学生支援窓口」を整えています。

③ 授業支援

障がいに応じて可能な限り支援を行うよう努力します。

- (1) 視覚障がい
- (2) 聴覚障がい
- (3) 肢体不自由
- (4) 発達障がい、病弱・虚弱

障がいに応じて、専門知識や技術を持った人間性豊かな医師育成のため、個別に

対応を検討します。

④ 試験においての支援

障がいに応じて、可能な限り支援を行うよう努力します。

試験時間の延長、支援機器の利用、試験教室の変更等

⑤ 就職支援

学生支援室に相談することにより、支援を受けることができます。

⑥ 学生生活支援

授業・試験以外の行事においても、障がい学生が参加できるよう、障がいに応じて、出来る限りの支援を行います。

施設設備の支援

障がい学生の有無に関わらずすべての学生が、キャンパスのどこにおいてもお互いに学び合える環境の整備をめざして、キャンパスの整備に取り組みます。

教職員・学生への啓発

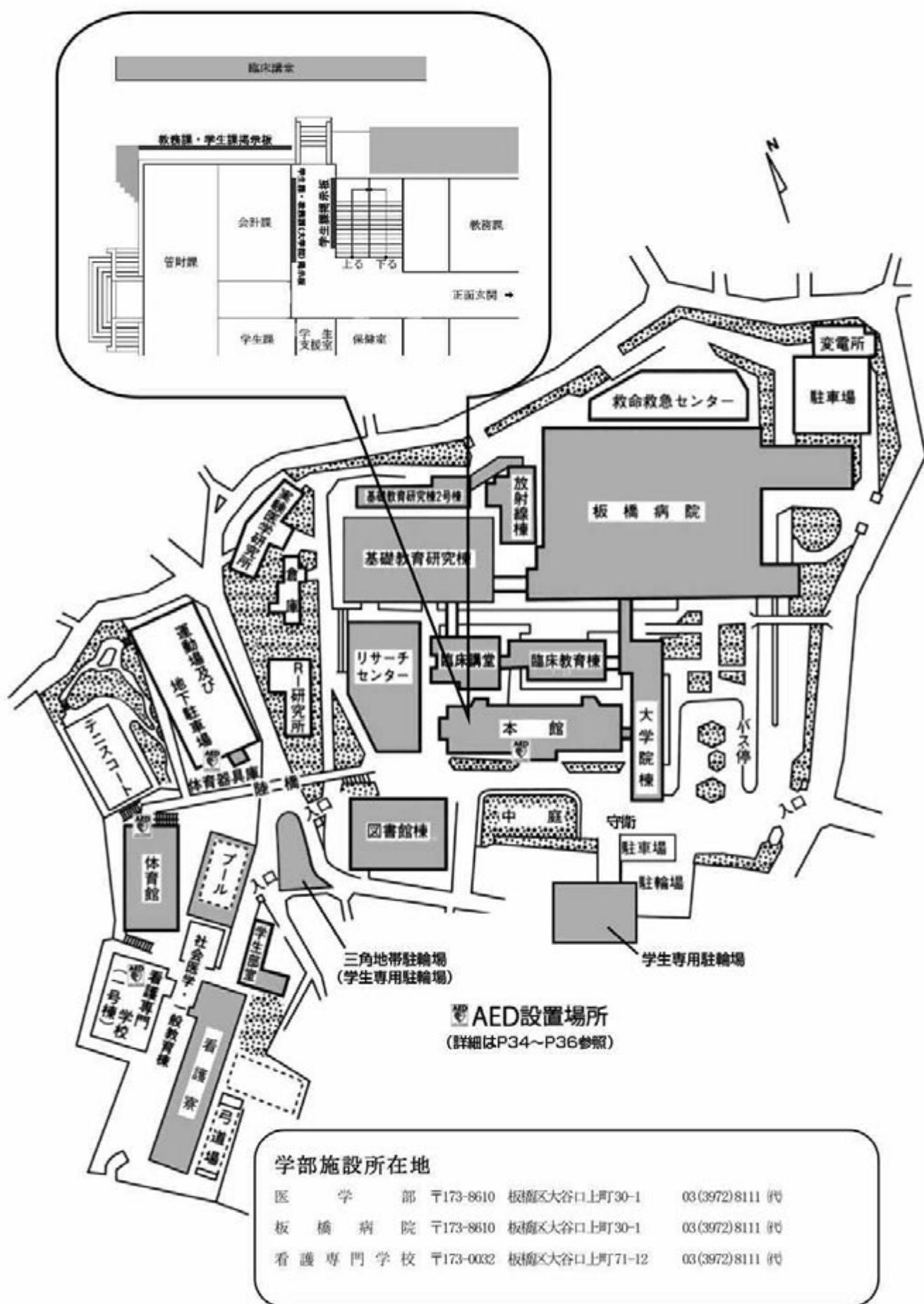
すべての教職員・学生が障がいを理由とした差別の解消に対して正しく理解し、積極的に障がい学生支援に取り組むよう、講演会、研修会などの啓発活動を行い、すべての人を開かれた学部を目指します。

情報公開

障がい学生の在学状況、障がい学生に対する支援の方法などについて、学生便覧等において情報を公開します。

以上

キャンパスマップ・学部施設所在地



S. P. S.

2022年4月1日発行

編集・発行 日本大学医学部

〒173-8610 東京都板橋区大谷口上町30-1

電話 03(3972)8128 (ダ・イレイン)

03(3972)8111 (代表) (学生課内線 2140・2141)

学生課 E-mail : med.gakusei@nihon-u.ac.jp



2022